

第3期海洋基本計画の概要 (総合的な海洋の安全保障)

1. 第3期海洋基本計画策定までの動き

2. 第3期海洋基本計画を受けた海洋政策のあり方

- ◆ 今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性
- ◆ 海洋に関する状況と最近の情勢の変化

3. 第3期海洋基本計画のポイント

- ◆ 「総合的な海洋の安全保障」の取組み
- ◆ 海洋状況把握(MDA)の能力強化
- ◆ 国境離島の保全・管理

4. 海洋に関する施策の総合的・計画的な推進

- ◆ 司令塔機能とPDCAサイクル

第3期海洋基本計画の概要 (総合的な海洋の安全保障)

平成30年10月17日
内閣府 総合海洋政策推進事務局

海洋基本計画について

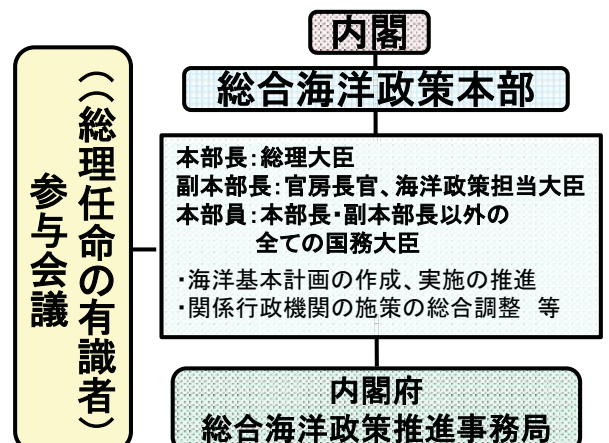
- 我が国の海洋に関する諸施策は、海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進。
- 第2期海洋基本計画は、平成25年4月に策定され平成30年4月で5年を経過。
- 新たな海洋基本計画(第3期海洋基本計画)を平成30年5月15日に閣議決定。

※海洋基本法では、「おおむね5年ごとに海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」とこととされている。

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)

- 第1期海洋基本計画 (平成20年3月閣議決定)
 - 第2期海洋基本計画 (平成25年4月閣議決定)
 - 第3期海洋基本計画 (平成30年5月閣議決定)
- おおむね5年ごとに見直し

<海洋政策の推進体制>



1. 第3期海洋基本計画策定までの動き

2

第3期海洋基本計画策定に向けた動き

<2017年>

4月 7日

第16回総合海洋政策本部会合(検討の開始)

4月19日

第35回参与会議

基本計画委員会のほか、主要テーマについてPT等で集中的に審議

11月17日

第36回参与会議(「意見書」とりまとめの審議)

12月18日

宮原座長より、安倍内閣総理大臣へ「意見書」手交



<2018年>

第3期海洋基本計画の内容等について
第37回～第40回参与会議において審議

4月 7日～20日

パブリックコメント

5月15日

第17回総合海洋政策本部会合(計画案の了承)
閣議において、第3期海洋基本計画を決定



3

主な議題

- 第3期海洋基本計画(案)の策定について
- 我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針(案)について
- 低潮線保全基本計画に基づき平成29年度に実施した主な取組の報告について



総理ご発言

- この5年間、第2期海洋基本計画の下、海洋を国際公共財であるとともに未踏のフロンティアと捉え、海洋資源開発のほか、海洋環境保全、国境離島の保全に取り組んできました。
- 昨今、海洋をめぐる情勢が一層厳しさを増す中であって、政府一丸となって我が国の領海や海洋権益を守り抜くとともに、開かれ安定した海洋を維持・発展させなければなりません。同時に、海洋資源開発への期待や次なるフロンティアとして、北極の重要性もますます高まっています。
- こうした海洋を取り巻く環境変化を踏まえ、本日決定する第3期海洋基本計画では、新たな海洋立国への挑戦を掲げ、海洋状況把握(MDA)の能力強化などによる総合的な海洋の安全保障の実現、さらには海洋の産業利用、北極政策などに、一段とギアアップして取り組んでまいります。
- 四方を海に囲まれた我が国にとって、こうした海洋政策は死活的に重要であります。その成否は、我が国の国益に直結します。各閣僚におかれましては、その認識を共有し、新計画の下、十分連携し、各施策の実施に一層の御尽力をお願い申し上げます。

4

2. 第3期海洋基本計画を受けた 海洋政策のあり方

5

◆ 今後の10年を見据えた 海洋政策の理念と方向性

6

今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性

■政策の理念

海洋基本法に定める基本理念(「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」及び「海洋に関する国際的協調」)を踏まえ、次の事項を認識して政策を進める。

- ①我が国にとり、好ましい情勢や環境の能動的な創出
- ②国力の持続的な維持のため、海洋の豊かさ・潜在力の最大限の利活用
- ③健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全とのWin-Win関係での発展
- ④世界最先端の革新的な研究開発と観測・調査の充実
- ⑤海洋に関する国民の理解の増進

■政策の方向性

《新たな海洋立国
への挑戦》

- (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- (e) 海を身近に。海を支える人を育てる

7

第3期海洋基本計画の構成

(1) はじめに ～評価と現状認識～

海洋基本法制定からのこれまでの歩みを総括した上で、現状認識を整理。

(2) 第1部

～総論(海洋政策の理念、方向性、施策の基本的な方針)～

- ① 海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「**新たな海洋立国への挑戦**」を本計画の政策の方向性として位置付け。

【政策の方向性を示すキャッチフレーズ】

- (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
 - (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
 - (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
 - (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
 - (e) 海を身近に。海を支える人を育てる
- ② 海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、中核である海洋の安全保障に関する施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策とを併せ、「**総合的な海洋の安全保障**」として、政府一体となって取組を推進することを明記。
 - ③ 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、**海洋の主要施策**として、
 - (1) 海洋の産業利用の促進
 - (2) 海洋環境の維持・保全
 - (3) 科学的知見の充実
 - (4) 北極政策の推進
 - (5) 国際連携・国際協力
 - (6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進についての基本的な方針を記載。「**北極政策**」は、**計画では初めて**主要施策として位置づけ。

(3) 第2部 ～各論(具体的施策)～

- ① 約370項目の施策を列挙。
- ② 海洋諸施策の実行性を担保するため、各施策の**実施府省名**を明記。
- ③ 「**海洋状況把握(MDA)の能力強化**」を項目として独立。

(4) 第3部 ～計画推進に必要な事項～

- ① 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の**司令塔**としての機能を果たし、取組を推進。
- ② 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための**指標を用いた工程管理**を行うことを記載。

8

◆ 海洋に関する状況と最近の情勢の変化

我が国の海洋をめぐる状況



※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域
出典: 海保庁ホームページ

○国土面積

約38万km²(世界第61位)

○領海・排他的経済水域の面積

約447万km²

—国土面積の約12倍

—世界第6位

(海外領土を含む場合は世界第8位)

<海外領土を含まない場合>

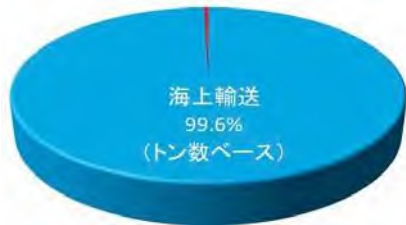
| 順位 | 国名 | 面積(万km ²) |
|----|----------|-----------------------|
| 1 | アメリカ | 約870 |
| 2 | ロシア | 約790 |
| 3 | オーストラリア | 約750 |
| 4 | インドネシア | 590 |
| 5 | カナダ | 560 |
| 6 | 日本 | 447 |
| 7 | ニュージーランド | 約410 |

<海外領土を含む場合>

| 順位 | 国名 | 面積(万km ²) |
|----|----------|-----------------------|
| 1 | アメリカ | 1150 |
| 2 | フランス | 1100 |
| 3 | オーストラリア | 814 |
| 4 | ロシア | 約790 |
| 5 | イギリス | 約680 |
| 6 | インドネシア | 590 |
| 7 | カナダ | 560 |
| 8 | 日本 | 447 |
| 9 | ニュージーランド | 440 |

出典: 中原裕幸(2015)、「日本海洋政策学会誌第5号」、P117-135

我が国貿易量に占める海上輸送量割合 (2016)



海上輸送量: 93,522万トン

○離島の数

6,852島

(高潮時において周囲100m以上の島として「昭和62年版 海上保安の現況」(海上保安庁)に掲載。これらの離島によって広大な海域面積を確保)

○海岸線延長

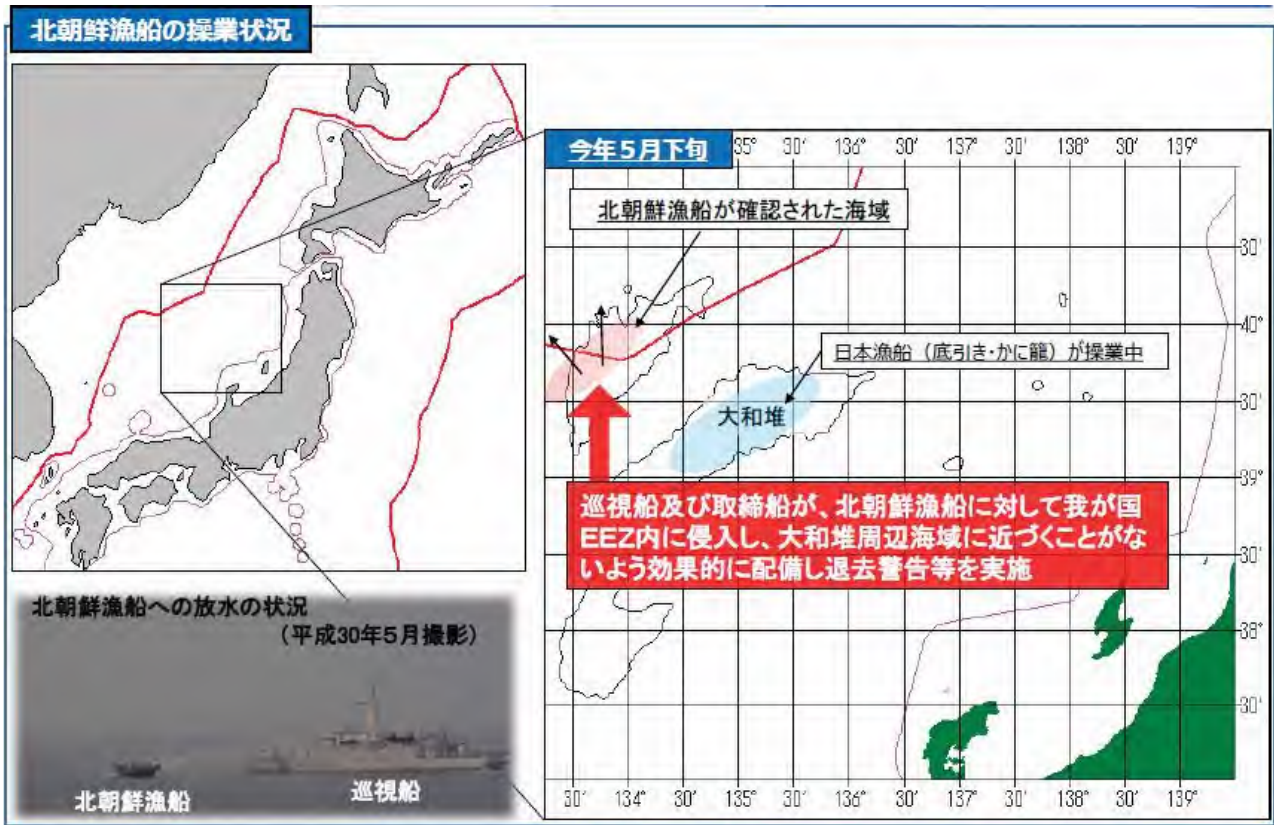
約3.5万km(世界第6位)

○漁業・養殖業生産量(平成26年)

約479万トン(世界第7位)

我が国周辺海域における重大な事案

- 北朝鮮関連**
 - ・北朝鮮漁船による違法操業(大和堆)・飛翔体発射
 - ・木造船等の漂流・漂着
 - ・不審船・工作船の出没
 - ・北朝鮮からの亡命
- ロシア関連**
 - ・ロシア海洋調査船を確認(海洋調査は未確認)
- ロシア・北方領土関連**
 - ・日本漁船の被た捕
 - (ロシア警備船による銃撃)
- 本州東方海域関連**
 - ・多数の外国漁船の活動
- 韓国・竹島関連**
 - ・外国漁船による違法操業
 - ・日本漁船の被た捕
 - ・韓国法執行船との対峙
 - ・外国海洋調査船による海洋調査
- 尖閣諸島周辺海域関連**
 - ・外国公船による領海侵入等
 - ・中国・台湾活動家等による領有権主張活動
 - ・外国漁船による領海侵入
 - ・外国海洋調査船による海洋調査
 - ・小型無人機(ドローン)らしき物体の飛行
- 尖閣諸島**
- 南西諸島関連**
 - ・中国漁船の太平洋進出
- 離島・遠方海域関連**
 - ・中国漁船による違法操業等
 - ・外国海洋調査船による海洋調査
- 離島・遠方海域関連**
 - ・中国漁船による違法操業
 - ・離島への不法上陸

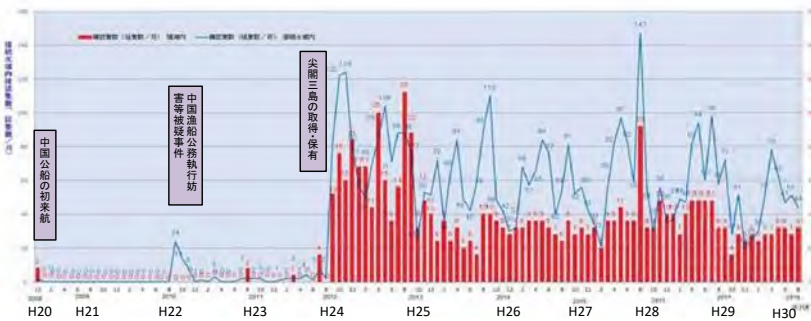


出典：海上保安庁

尖閣諸島周辺海域の状況

中国公船の増強・大型化・武装化

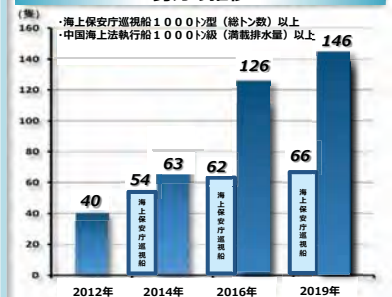
尖閣諸島周辺海域における中国公船の動向【平成30年8月末時点】



※平成28年9月以降、中国公船4隻による領海侵入が多く確認されるようになっていく。
(近年は中国公船3隻による領海侵入が多く確認されていた。)

◎中国公船の勢力増強

勢力の推移

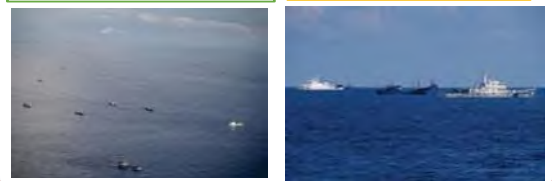
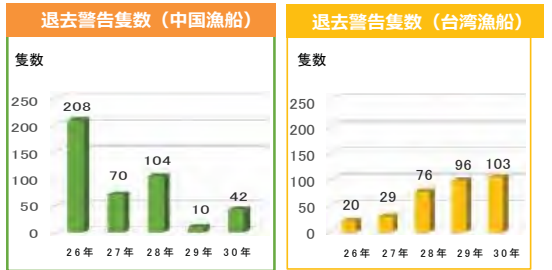


◎中国公船の大型化・武装化



大量の中国漁船の出現等

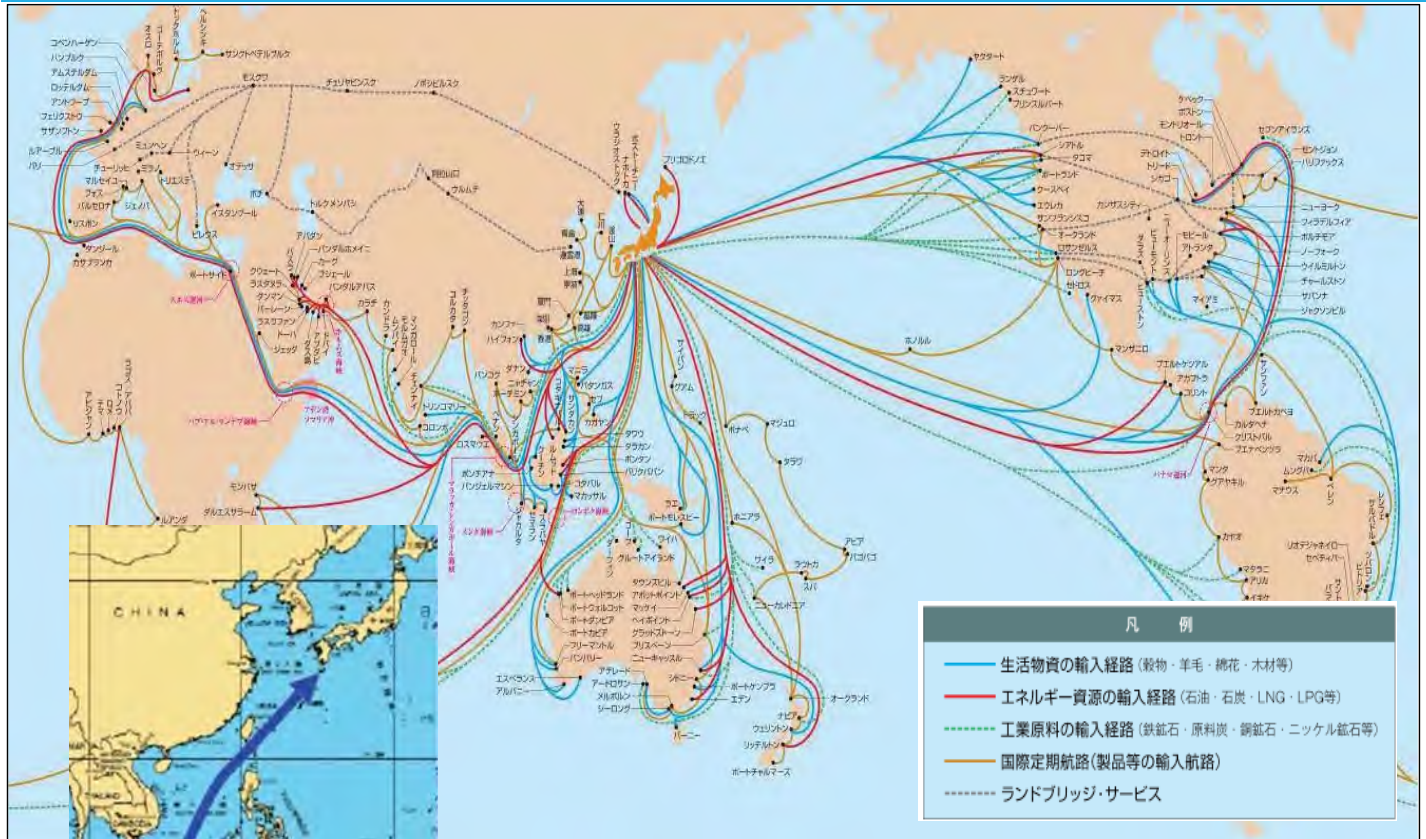
【平成30年5月末時点】



中国・台湾海洋調査船による海洋調査



世界に広がる我が国の重要なシーレーン



【上図】「日本を中心とする海上物流ルート」日本船主協会、『Shipping Now 2014-2015』
 【左図】Annual Report 2014 “Japan’s Actions against Piracy off the Coast of Somalia and in the Gulf of Aden,” Website of the Cabinet Secretariat Japan, May 2015.

南沙諸島は我が国の重要なシーレーンの1つ

3. 第3期海洋基本計画のポイント

◆ 「総合的な海洋の安全保障」の取組み

総合的な海洋の安全保障

①海洋の安全保障

防衛、法執行、外交、海上交通における安全対策、
海洋由来の自然災害への対応

②海洋の安全保障の強化に貢献する基層

(a) 基盤となる施策

| | |
|------------------|-----------|
| 海洋状況把握(MDA)体制の確立 | 海洋調査、海洋観測 |
| 国境離島の保全・管理 | 人材育成、理解増進 |
| 科学技術、研究開発 | |

(b) 補強となる施策

| | |
|--------|----------|
| 経済安全保障 | 海洋環境の保全等 |
|--------|----------|

(注)国家安全保障戦略にいう「海洋安全保障」は、その定義が行われず外縁も不明であるため、第3期海洋基本計画では、それにとらわれず、「海洋の安全保障」の外縁を定めていくことを意識するとともに、海洋の安全保障に資する側面を有する施策を含めて、幅広く海洋政策を捉えて、上記のとおり、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取り組むこととしている。

新たな外交戦略：「自由で開かれたインド太平洋戦略」 "Free and Open Indo-Pacific Strategy"

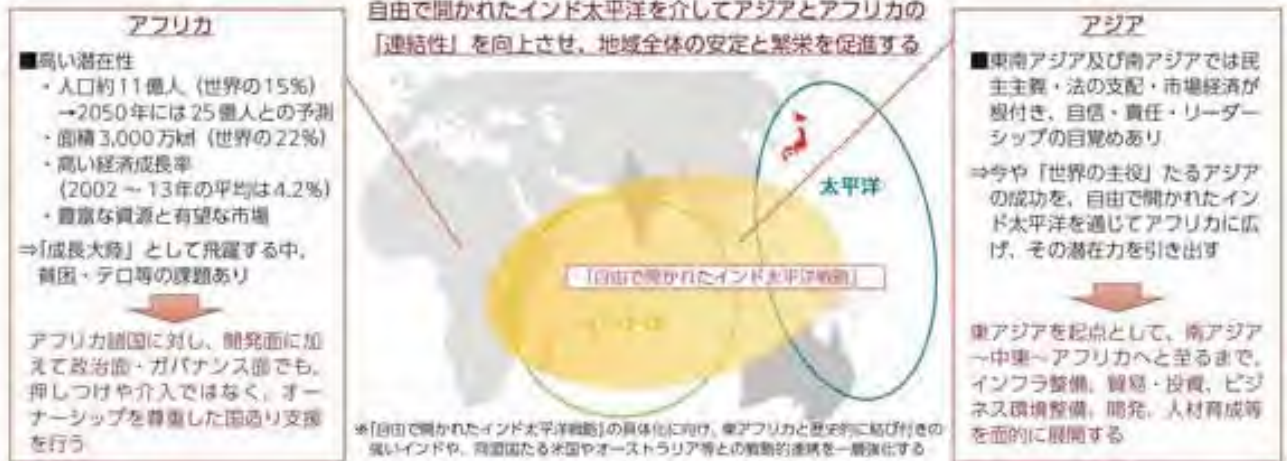
「地球儀を俯瞰する外交」

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

安倍政権の実績を踏まえ、これらの外交コンセプトを更に発展させる

「自由で開かれたインド太平洋戦略」

国際社会の安定と繁栄の礎を握るのは、
「2つの大陸」：成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」
「2つの大洋」：自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」
の交わりにより生まれるダイナミズム
⇒これらを一体として捉えることで、新たな日本外交の地平を切り拓く



海上保安体制強化に関する方針 （平成28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）

海上保安庁の任務の重要性

海上保安庁では、海上の安全及び治安の確保を図るという任務を果たすため、領海警備、法令取締り、海難救助、海洋環境の保全、自然災害への対応、海洋調査、海洋情報の収集・管理・提供、船舶交通の安全確保等の業務を行っており、近年、その重要性は増している。



海上保安庁が直面している情勢

＜我が国周辺海域を取り巻く情勢＞

- 外国公船及び外国漁船による尖閣諸島領海侵入等
- 外国海洋調査船の活動の活性化
- その他の我が国周辺海域における重大な事案
 - ・小笠原諸島周辺、沖ノ島周辺等における外国漁船による違法操業
 - ・北朝鮮による核実験や弾道ミサイルの発射

我が国周辺海域における重大な事案

尖閣諸島における中国公船による領海侵入等の状況
(平成28年11月末時点)

中国公船の勢力増強

海上保安体制強化に関する方針

1 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

・中国公船の大型化・武装化等に対応できる巡視船等の整備
・大規模事案が同時発生した場合であっても対応できる体制

2 海洋監視体制の強化

・航空機による監視体制に加え、監視拠点の整備等による監視能力の強化
・監視情報の集約・分析等に必要な情報通信体制の強化

3 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

・テロ対処等に万全を期すために必要な巡視船による対応体制の強化

4 海洋調査体制の強化

・他国による大陸棚延長申請等に対し、我が国としても必要な海洋調査体制を強化

5 基盤整備

・海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等

(1)我が国の領海等における国益の確保

- a. 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施
- b. 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上法執行能力を強化
- c. 漁業取締本部を設置し、漁業取締能力を強化
- d. 弾道ミサイル等の発射時に、船舶への迅速な情報伝達手段を整備
- e. 不審船対応訓練を継続的に実施し、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう、防衛省・自衛隊と海上保安庁との連携を一層強化
- f. 外国調査船による我が国の同意を得ない調査活動に対する、巡視船等による中止要求や外交ルートを通じた抗議等に基づく適切な対処
- g. 漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施。北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応
- h. 周辺国等との間で境界画定が未確定である中、主権・海洋権益の確保のための外交努力を積み重ねていく
- i. 海洋の安全保障の面での幅広い分野における日米間の更なる連携強化に努めるとともに、友好国との連携を強化
- j. 海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進
- k. 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有システムの整備
- l. 重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化
- m. 海上交通における安全確保のため、海難防止対策の推進、情報提供体制の強化
- n. 海洋由来の自然災害への対応として、大規模自然災害へ適切な対応が可能な体制の整備、被害の防止・軽減を図る対策、緊急支援物資等の海上輸送を行うための体制の強化等を実施

(2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

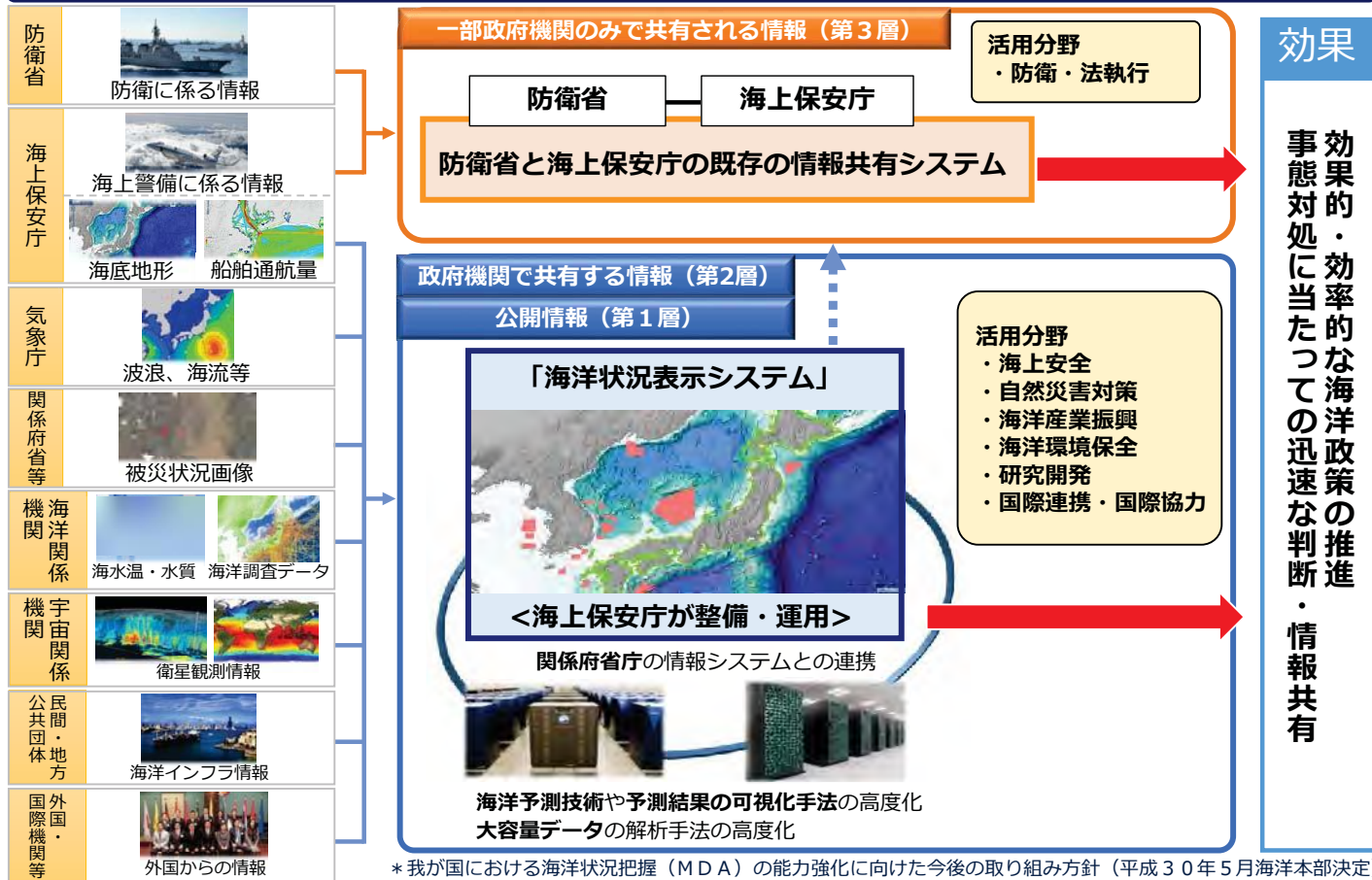
- a. シーレーン沿岸国に対する能力構築支援、国際機関への要員派遣、海賊対処行動等の国際協力活動への参加等、平素の交流を通じたシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係の構築、様々な機会を捉えた海自艦艇による寄港等の推進
- b. 各国との連携やシーレーン沿岸国の情報収集に係る能力向上に資する協力の推進
- c. ASEAN全体の能力向上に資する協力の推進
- d. 「アジア海上保安機関長官級会合」を主導

(3)国際的な海洋秩序の強化

- a. 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化として、G7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国等との連携
- b. 国際的な海洋秩序の形成に積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を推進
- c. 我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一的なメッセージを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ戦略的な情報発信を強化
- d. 日本海呼称に対する正しい理解と我が国の立場への支持を広めるべく、情報発信の強化等の外交努力を引き続き実施
- e. 防衛当局間における各国との海洋の安全保障に関する協力強化や、「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進

◆ 海洋状況把握(MDA)の能力強化

情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、関係情報システムの充実・連携強化を通じて、広域性・リアルタイム性の高い情報共有を実現



「我が国におけるMDAの能力強化に向けた今後の取組方針」
(総合海洋政策本部決定、平成30年5月15日)

背景

- 海洋をめぐる安全保障環境の厳しさが一層増大 (外国公船の領海侵入、違法操業や軍事活動等)
- 海洋に関する政策課題の複雑化・広域化 (南海トラフ地震、気候変動、水産資源管理等への適切な対処)

海洋状況把握の取組を強化し、海洋に関する様々な事象を常に把握することが必要

海洋基本計画 (平成25年4月)
国家安全保障戦略 (平成25年12月)
宇宙基本計画 (平成28年4月)

「海上保安体制強化に関する方針」の決定
(平成28年12月)

MDA能力強化
に向けた取組

平成28年7月
「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」
を総合海洋政策本部決定

※衛星情報を含めた海洋情報の集約・共有・提供のため「海洋状況表示システム」の整備・運用等を決定

平成30年5月 第3期海洋基本計画の決定

初めてMDAに関する独立した章を立て、MDAの能力強化に関する主要施策を記載

第3期海洋基本計画を具体化・補足し、MDA関連施策を体系的・包括的に捉えることによって、我が国のMDAの能力強化の全体像を示す

「我が国における海洋状況把握の能力強化に向けた今後の取組方針」の決定へ

MDA能力強化の3つのアプローチ

1. 情報収集体制 ~海洋を見る「目」の強化~
2. 情報の集約・共有体制 ~情報をつなぐ「神経」の強化~
3. 国際連携・国際協力 ~国際的な「ネットワーク」の強化~

「目」と「神経」と「ネットワーク」の強化によって「海洋の可視化」を一層向上

我が国MDAの能力強化の全体像

MDAの課題

安全保障環境

海洋政策課題の**複雑化・広域化**

例えば、

- 防衛・法執行
 - 外国公船による領海侵入の早期察知・対処
 - 外国軍艦・外国調査船の活動の活発化
 - 外国漁船等による違法操業への迅速な対応・取締
- 海上安全
 - 輻辳海域における船舶事故の未然防止
 - 事故船舶や海中転落者の早期発見・救助
 - 安全情報の周知・啓発
- 自然災害対策
 - 南海トラフ地震やこれに伴う津波の早期察知
 - 沿岸域の気象災害の予測
 - 被害情報の把握・共有による迅速な支援・復旧
- 海洋環境保全
 - 地球規模の気候変動や海洋生態系の把握・予測
 - 水産資源の適切な管理
 - 洋上風力発電施設などの海洋インフラの保全
- 国際連携
 - 同盟国・友好国等との協力体制の構築
 - シーレーン沿岸国のMDA能力の向上

強化の方向性

海洋監視・海洋観測の「目」と情報共有の「神経」と国際連携・国際協力による「ネットワーク」の強化によって、海洋の「可視化」を一層向上

情報収集体制：～海洋を見る「目」の強化～

無人化・省人化技術等、最新の技術革新の潮流を踏まえ、海洋監視・海洋観測アセットの能力向上や整備・活用を推進

海洋

- 艦艇・巡視船・航空機等の運用・増強
- 測量船の整備
- 海底地震・津波観測網の充実
- 漁業取締船の整備
- 海洋調査・観測システムの整備・運用

宇宙

- 情報収集衛星の運用・増強
- 準天頂衛星システムの運用・増強
- 先進光学・レーダー衛星の活用
- 自主開発のAUV等の開発・研究
- 衛星AISの活用検討
- マイクロ波放射計の高度化
- OTHレーダーの研究
- 無人航空機(UAV)等の開発推進

陸上

- 監視拠点等の設置
- AIS等による船舶動静情報の収集
- 気象レーダーによる気象・水象観測

研究・開発

観測体制の強化

情報の集約・共有体制：～情報をつなぐ「神経」の強化～

情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、関係情報システムの充実・連携強化を通じて、広域性・リアルタイム性の高い情報共有を実現

情報システム

- 防衛省と海上保安庁の情報共有システムの拡充
- 海洋状況表示システムの構築・活用
- 機密性に応じた情報の適切な管理
- 関係府省庁の情報システムとの連携
- 民間企業・地方公共団体との連携
- 海洋予測技術や予測結果の可視化手法の高度化
- 大容量データの解析手法の高度化

防衛省 海上保安庁
海上保安庁 気象庁
気象庁 関係府省
関係府省 海洋・宇宙関係機関
海洋・宇宙関係機関 民間・地方公共団体

情報共有
情報収集
連携

「海洋状況表示システム」
(海上保安庁が整備・運用)

国際連携・国際協力：～国際的な「ネットワーク」の強化～

同盟国・友好国等との連携や国際的な枠組みの活用等により更なる情報を収集こうした取組等を通じて「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進

国際連携・国際協力

- 米国及び同盟国・友好国とのMDAに関する連携の強化
- 外務省、防衛省、海上保安庁による、シーレーン沿岸国への能力構築支援、装備・技術協力等
- 海洋観測や基盤情報整備等に関する国際協力の推進

効果

効果的・効率的な海洋政策の推進
事態対処に当たつての迅速な判断・情報共有

第3期海洋基本計画 第2部 4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

(1) 情報収集体制

- 艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、各種衛星等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じてMDA能力を強化
- 海洋分野における衛星情報の更なる利活用について研究や検討を実施
- 海洋調査に用いるセンサーや自立型無人探査機(AUV)等を活用した自動観測技術の開発、船舶自動識別装置(AIS)等による船舶動静情報の収集・共有の検討

(2) 情報の集約・共有体制

- 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有システムの整備や海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築
- 利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化
- 係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合を推進
- 海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用

(3) 国際連携・国際協力

- 諸外国や国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じた情報収集
- MDAに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化
- 国際社会との連携に活用するため、「海洋状況表示システム」の多言語化に向けた対応

◆ 国境離島の保全・管理

国境離島の保全・管理に関する取組

国境離島（領海・EEZの外縁を根拠付ける離島）：525島

有人離島（注1）：60島

無人離島：465島

- 有主：422島（注2）
（うち、207島に名称を付与（H23. 5, H24. 3, H26. 8）。422島全てに名称付与済み。）
（うち、273島（注3）を国有財産化（H29. 3）。）
- 北方領土：37島、竹島：4島
- 低潮高地（注4）：2島

（注1）日本国民が現に居住している離島

（注2）尖閣諸島16島を含む。

（注3）国有財産所管省庁は、林野庁（42島）、国土交通省（16島）、海上保安庁（1島）、環境省（43島）、財務省（171島）。

（注4）自然に形成された陸地であって、低潮時には水に囲まれ水面上にあるが、高潮時には水没するものであり、厳密には「島」ではないが、かつては高潮時にも水没していなかったとみられること、低潮高地の全部又は一部が、領海内にあるときは、その低潮線は、領海・EEZの基線となることを踏まえ、ここに計上している（国連海洋法条約第13条、第57条、第121条）。

<今後の取組>

①国境離島の状況把握の強化

・内閣府及び関係省庁が連携して、衛星画像や巡視により、国境離島の状況を把握。

②国境離島の土地利用の状況把握及び土地利用等の在り方検討

・領海基線近傍の土地など国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その所有状況の把握を進める。
・国境離島の土地利用等の在り方について、有識者の意見も聴取しながら検討を実施。

③有人国境離島法関連施策の推進

・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度などにより、住民運賃低廉化、農水産品等の輸送コスト低廉化、創業・事業拡大等の促進、滞在型観光の促進を実施。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

30年度予算 50億円（29年度予算額 50億円）

事業概要・目的

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、特定有人国境離島地域を有する8都道県※や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助する。



特定有人国境離島地域

15地域・71島
(8都道県・29市町村)
人口 269,307人
(H27国勢調査)

※特定有人国境離島地域を有する8都道県
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

事業イメージ・具体例

○運賃低廉化

・本土と特定有人国境離島地域を結ぶ離島住民向けの航路についてJR運賃並、航空路について新幹線運賃並の引き下げを支援する。

○物資の費用負担の軽減

・特定有人国境離島地域における事業の継続、事業拡大等を図るため、農水産品（生鮮）等に係る輸送コストの低廉化を支援する。

○雇用機会の拡充

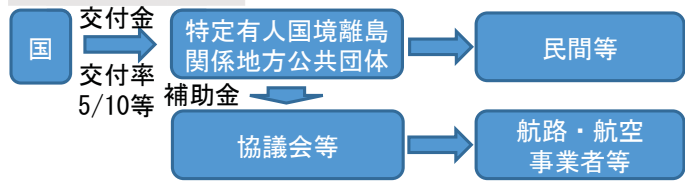
・民間事業者等による創業・事業拡大を行う事業資金等を支援する。

○観光振興

・滞在プラン等の企画・開発、宣伝・実証、販売促進による旅行者の費用負担の軽減の取組等を支援する。

地域が連携して提供する宿泊施設や体験メニューを使う観光客を対象に、乗船券を島民並割引運賃で購入できる仕組み（新たな企画乗船券）を導入。※航空券も同じ。

資金の流れ



期待される効果

特定有人国境離島地域の

- ・人口減を抑制する。
- ・新規雇用者数が増加する。
- ・観光客等交流人口が増加する。

28

第3期海洋基本計画 第2部 6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

【国境離島の保全・管理】

- 低潮線保全区域内の行為規制、巡視の実施及び衛星画像等による低潮線保全区域の状況把握のための調査を実施
- 衛星画像等による国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握
- 沖ノ島島の行為規制、サンゴ礁の保全及び観測・監視施設の更新、海岸保全施設の維持・整備など管理を強化
- 「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的管理
- 沖ノ島島及び南島島において、特定離島港湾施設の整備、利活用を図る
- 有人国境離島地域の保全及び地域社会維持の施策を推進、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定常的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現
- 領海保全等の観点から国境離島の土地所有状況把握、土地利用等の在り方等を検討
- 灯台等の航路標識、気象・海象観測施設等、海洋プレート観測にも寄与する離島の位置情報基盤の整備等の実施及び気象観測等を継続実施
- 離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む
- 漁業環境の保全・再生及び漁場の整備、水産動植物の生息・生育環境の改善等を図る
- 漂流・漂着ごみ等の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進

【離島の振興】

- 定住を促進するための海上輸送費の軽減等による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組等を支援
- 離島の漁業の維持・再生、離島の産業振興に関する支援
- 離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進
- 離島航路・航空路の安定的な確保維持、石油製品の安定的・低廉な供給、通信体系の整備等を支援
- 離島に住む妊婦、高校未設置の高校生への経済的負担の軽減

(2) 排他的経済水域等の開発等の推進

- 「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」(平成26年7月4日、総合海洋政策本部決定)に沿って取組を推進
- 我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題について、国際法に基づいた解決を目指す
- 漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に推進
- 海洋情報の一元化と情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む
- 海域管理のあり方については、第2期海洋基本計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める

29

4. 海洋に関する施策の 総合的・計画的な推進

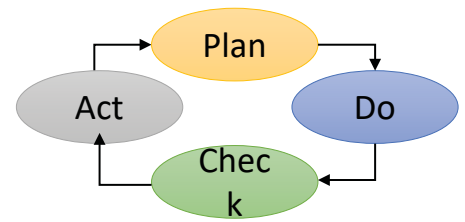
30

◆ 司令塔機能とPDCAサイクル

31

1. 計画を着実に推進するための方策 ～約370項目の海洋施策に、実施府省名を明記～

- 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、**政府の司令塔としての機能を果たし、取組を推進**。
- 国の他の計画のうち、海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定、推進することが重要。
- 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、**PDCAサイクルを活用**し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を実施。
- 関係府省は、参与会議における審議結果等を参考に、必要に応じて施策の実施手法等や工程表の見直しを実施。
- 他の関連する基本計画に基づく施策の遂行に係る事項にあつては、参与会議及び総合海洋政策推進事務局と関係府省とは、政府内の調整プロセスも活用しつつ、双方向の議論を行う。



工程表の作成及び見直し

2. 関係者の責務及び相互の連携

- 官民、産学官公の様々な連携を図りつつ、地方公共団体、海洋産業の事業者、大学・研究機関等、国民、NGO等のそれぞれの役割に応じて積極的に取り組むことが重要。

3. 施策に関する情報の積極的な公表

- 海洋基本計画は、広く国民に周知されるよう、様々な媒体を通じて情報提供する。工程表等について適切な方法により公表。年次報告を毎年度公表。

海洋基本計画における数値目標※

※施策実施の年限設定を含む。

- 1. 海洋の安全保障 2件
- 2. 海洋の産業利用の促進 13件
- 3. 海洋環境の維持・保全 3件
- 5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 1件
- 6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 2件
- 9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 1件 ※再掲も含む

★第3期計画
(平成30年～)
＜22施策＞



計画で数値目標を明示していないものについても、PDCAサイクルを活用した工程管理において、俯瞰的・定量的に把握するための指標の記載に努める。

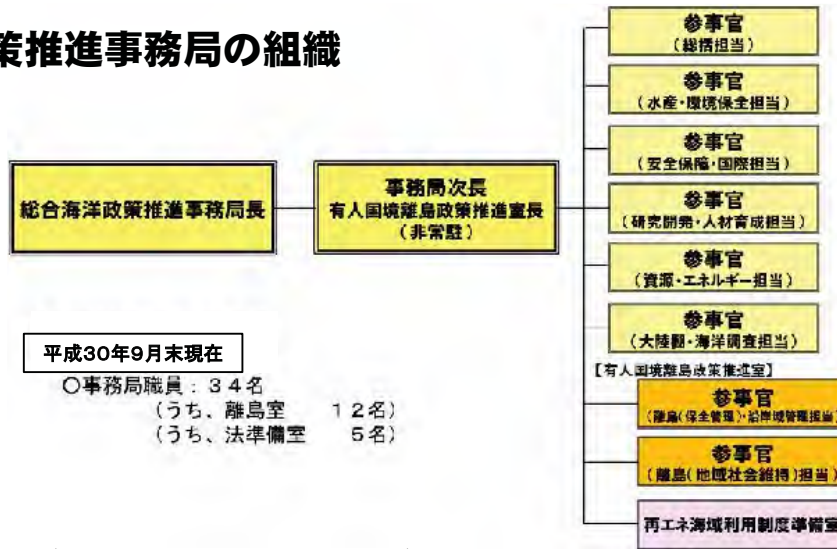
- 1. 海洋資源の開発及び利用の推進 10件
- 2. 海洋環境の保全等 1件
- 4. 海上輸送の確保 1件
- 9. 沿岸域の総合的管理 1件

★第2期計画
(平成25年～)
＜13施策＞

★第1期計画
(平成20年～)
＜8施策＞

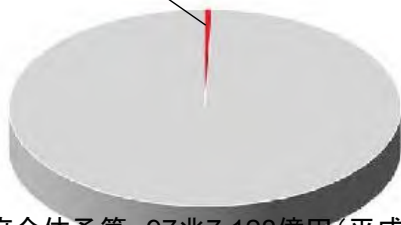
- 1. 海洋資源の開発及び利用の推進 1件
- 3. 排他的経済水域等の開発等の推進 3件
- 4. 海上輸送の確保 1件
- 8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 2件
- 11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 1件

★総合海洋政策推進事務局の組織

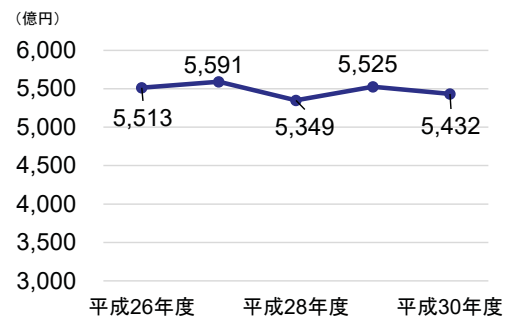


★海洋関連予算（防衛関連予算※除く）

海洋関連予算(5,432億円) 約0.6%
うち、海洋事務局予算:52億円



※防衛関連予算(5兆1,911億円、約5.3%)



海洋関連予算の推移

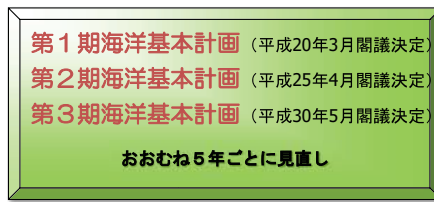
ご清聴ありがとうございました

※ 本資料掲載の画像、データ等は、関係省庁の公表資料から出典させていただいています。

- 我が国の海洋に関する諸施策は、**海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進**。
- 第2期海洋基本計画は、平成25年4月に策定され平成30年4月で5年を経過。
※海洋基本法では、「おおむね5年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。
- **平成30年5月15日に、総合海洋政策本部会合での了承及び閣議決定によって、第3期海洋基本計画を策定**。
- 第3期計画の主なポイントは以下のとおり。

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)

<海洋政策の推進体制>



第3期計画のポイント

- (1) はじめに ~評価と現状認識~
海洋基本法制定からのこれまでの歩みを総括した上で、現状認識を整理。
- (2) 第1部 ~総論(海洋政策の理念、方向性、施策の基本的な方針)~
① 海洋基本法の目的「新たな海洋立国を実現すること」を目指すため、「**新たな海洋立国への挑戦**」を本計画の政策の方向性として位置付け。
② ①の政策の方向性の内容を、端的なキャッチフレーズを用いて示すと、以下のとおり。
(a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
(b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
(c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
(d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
(e) 海を身近に。海を支える人を育てる
③ 海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、中核である海洋の安全保障に関する施策に加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策とを併せ、「**総合的な海洋の安全保障**」として、政府一体となって取組を推進することを明記。
- ④ 最近の海洋における情勢変化を踏まえ、「総合的な海洋の安全保障」のほか、**海洋の主要施策**として、
(1) 海洋の産業利用の促進
(2) 海洋環境の維持・保全
(3) 科学的知見の充実
(4) 北極政策の推進
(5) 国際連携・国際協力
(6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進
についての基本的な方針を記載。
「**北極政策**」は、**計画では初めて**主要施策として位置づけ。
- (3) 第2部 ~各論(具体的施策)~
① 約370項目の施策を列挙。
② 海洋諸施策の実行性を担保するため、各施策の実施府省名を明記。
③ 「**海洋状況把握(MDA)の能力強化**」を項目として独立。
- (4) 第3部 ~計画推進に必要な事項~
① 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、政府の**司令塔**としての機能を果たし、取組を推進。
② 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、PDCAサイクルを活用し、俯瞰的・定量的に把握するための**指標を用いた工程管理**を行うことを記載。

第3期海洋基本計画 概要(その1)

□ これまでの海洋政策の評価と最近の情勢

1. 海洋基本法施行後10年の総括

- 海洋基本法に基づき、第1期・第2期計画を閣議決定し、同計画に掲げる諸施策を推進
- 各省にまたがる横断的分野においても、関係法令の制定や施策を総合海洋政策本部決定
【具体例】海賊対処法(平成21年)、低潮線保本法(平成22年)
国境離島の名称付与(平成26年)、無主の国境離島の国有財産化(平成29年)
再エネ海域利用法案の閣議決定(平成30年)
- 施策の進捗状況の評価等を着実な推進に活かしていくための工程管理の強化が必要
- 海洋政策を国民に広く知ってもらうための発信力に改善の余地あり

2. 最近の情勢を踏まえた現状認識

- 人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、IT分野における技術革新の加速化
- 海洋の安全保障や海洋の産業利用などを取り巻く情勢の変化(※)に応じて、様々な状況に対応できる体制整備や海洋資源開発に係る取組の推進を実施
(※)【情勢変化の具体例】 外国公船による領海侵入、外国漁船の違法操業及び漂流・漂着、外国調査船の同意を得ない調査、我が国EEZ内への弾道ミサイル発射、一方的な現状変更の試み等



□ 海洋政策のあり方

1. 今後の10年を見据えた海洋政策の理念と方向性

■ 政策の理念

海洋基本法に定める**基本理念**(「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」、「海洋の安全の確保」、「海洋に関する科学的知見の充実」、「海洋産業の健全な発展」、「海洋の総合的管理」及び「海洋に関する国際的協調」)を踏まえ、次の事項を認識して政策を進める。

- ① 我が国にとり、好ましい情勢や環境の能動的な創出
- ② 国力の持続的な維持のため、海洋の豊かさ・潜在力の最大限の利活用
- ③ 健全な海洋産業による海洋の持続可能な開発・利用と環境保全とのWin-Win関係での発展
- ④ 世界最先端の革新的な研究開発と観測・調査の充実
- ⑤ 海洋に関する国民の理解の増進

■ 政策の方向性

<新たな海洋立国への挑戦>

- (a) 開かれ安定した海洋へ。守り抜く国と国民
- (b) 海を活かし、国を富ませる。豊かな海を子孫に引き継ぐ
- (c) 未知なる海に挑む。技術を高め、海を把握する
- (d) 先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る
- (e) 海を身近に。海を支える人を育てる

□ 海洋政策のあり方

2. 海洋に関する施策についての基本的な方針

2-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針

- 海洋をめぐる安全保障上の情勢を踏まえ、様々な分野に横断的にまたがる海洋政策を幅広く捉える
- 国家安全保障戦略における海洋安全保障を含む安全保障に関連する幅広い施策を海洋の安全保障に関する施策と整理する。それに加え、海洋の安全保障に資する側面を有する施策を、海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策に位置づける。両者を包含して「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取組を推進
- 関係各国と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進
- 防衛・海上保安体制を強化するとともに、海洋状況把握(MDA)体制の確立、国境離島の保全・管理については、重点的に取り組む
- 海洋状況把握(MDA)は、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を、艦艇、巡視船艇、航空機、衛星や調査観測船等から効果的に「収集」、「集約・共有」を図るものである。その能力強化に向けた取組を一層強化
- 排他的経済水域等における海域管理のあり方については、第2期計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める

総合的な海洋の安全保障

①海洋の安全保障
防衛、法執行、外交、海上交通における安全対策、海洋由来の自然災害への対応

②海洋の安全保障の強化に貢献する基層

(a) 基盤となる施策

海洋状況把握(MDA)体制の確立
国境離島の保全・管理 海洋調査、海洋観測
科学技術、研究開発 人材育成、理解増進

(b) 補強となる施策

経済安全保障 海洋環境の保全等



海上保安体制の強化



国境離島の保全・管理

2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

- 経済安全保障の確保、経済成長の実現、海洋権益の確保を意義として一体的に推進
- メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の海洋由来のエネルギー・資源の開発推進
- 洋上風力発電に関し、海域利用ルール等の制度整備を加速
- 高付加価値化・生産性の向上を通じて、海洋産業の国際競争力を強化
- SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を活用
- 「海洋資源開発技術プラットフォーム」を通じ、企業間交流の活動を支援
- クルーズ船の寄港拡大や大学発ベンチャー等、新しい活力を海洋産業に取り込み、市場を開拓
- 外航及び内航海運における安定的な海上輸送の確保(トン数標準税制の活用、「内航未来創造プラン」に従った施策の推進)
- 海上輸送拠点の整備(国際コンテナ・バルク戦略港湾政策の推進)
- 水産資源の適切な管理(資源調査の抜本的な拡充、漁業取締能力の強化)
- 水産業の成長産業化(「浜プラン」の実施による所得向上、流通構造の改革と水産物輸出の促進
収益性の高い操業体制への転換等による国際競争力の強化、担い手の育成・確保)



メタンハイドレートの開発推進



海域利用ルールの整備



資源評価の精度向上 3

□ 海洋政策のあり方

(2) 海洋環境の維持・保全

- 持続可能な開発目標(SDGs)等国際枠組を活かした海洋環境保全の推進
(適切な海洋保護区の設定、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの削減、サンゴ礁等の保全等)
- 高い生産性と生物多様性が維持されている「里海」の経験を活かしつつ、沿岸域の総合的管理を推進
- 瀬戸内海等における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的取組の推進と調査・研究等の加速化



海洋保護区の設定



海洋ごみへの対応

(3) 科学的知見の充実

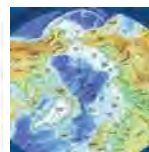
- 海洋科学技術に関する研究開発の推進
- 海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化
- 海洋と宇宙の連携
- Society5.0の実現に向けた研究開発の推進
(次期SIP「革新的深海資源調査技術」により世界に先駆けた技術開発)



衛星情報についての研究・検討



次期SIPの実施



北極政策の推進



ニーオルスン基地完成予想図

(4) 北極政策の推進

- 我が国民間企業における北極海航路を利用する動き(例、ヤマルLNGプロジェクト)や諸外国における取組の活発化等を踏まえ、研究開発・国際協力・持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進
- 我が国の強みである観測・研究開発に関しては、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極圏国における国際連携拠点(例、ノルウェー・ニーオルスン基地)の整備や、海水下でも自律航行や観測が可能な自律型無人探査機(AUV)等の開発・運用を実施。また、砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める



海水下を含む北極海観測のイメージ

(5) 国際連携・国際協力

- 「法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」を原則に、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国国益を実現

(6) 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- 海洋教育の推進 (2025年までに全市町村での海洋教育の実施を目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、取組を強化)
- 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
(海洋開発技術者の育成を目指し、「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の取組強化を促進)
- 外向きの海洋国家観の浸透、「海の日」の活用・充実



第20回「海の日」特別行事総合開会式 安倍総理スピーチ 4

目次

1. 海洋の安全保障

- (1) 我が国の領海等における国益の確保
- (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- (3) 国際的な海洋秩序の強化

2. 海洋の産業利用の促進

- (1) 海洋資源の開発及び利用の推進
- (2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- (3) 海上輸送の確保
- (4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

3. 海洋環境の維持・保全

- (1) 海洋環境の保全等
- (2) 沿岸域の総合的管理

4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

- (1) 情報収集体制
- (2) 情報の集約・共有体制
- (3) 国際連携・国際協力

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- (1) 海洋調査の推進
- (2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

- (1) 離島の保全等
- (2) 排他的経済水域等の開発等の推進

7. 北極政策の推進

- (1) 研究開発
- (2) 国際協力
- (3) 持続的な利用

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 海洋の秩序形成・発展
- (2) 海洋に関する国際的連携
- (3) 海洋に関する国際協力

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

- (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保
- (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進
- (3) 海洋に関する国民の理解の増進

1. 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

- a. 防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施
- b. 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上法執行能力を強化
- c. 漁業取締本部を設置し、漁業取締能力を強化
- d. 弾道ミサイル等の発射時に、船舶への迅速な情報伝達手段を整備
- e. 不審船対応訓練を継続的に実施し、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう、防衛省・自衛隊と海上保安庁との連携を一層強化
- f. 外国調査船による我が国の同意を得ない調査活動に対する、巡視船等による中止要求や外交ルートを通じた抗議等に基づく適切な対応
- g. 漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施。北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応
- h. 周辺国等との間で境界画定が未確定である中、主権・海洋権益の確保のための外交努力を積み重ねていく
- i. 海洋の安全保障の面での幅広い分野における日米間の更なる連携強化に努めるとともに、友好国との連携を強化
- j. 海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進
- k. 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有システムの整備
- l. 重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化
- m. 海上交通における安全確保のため、海難防止対策の推進、情報提供体制の強化
- n. 海洋由来の自然災害への対応として、大規模自然災害へ適切な対応が可能な体制の整備、被害の防止・軽減を図る対策、緊急支援物資等の海上輸送を行うための体制の強化等を実施

(2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

- a. シーレーン沿岸国に対する能力構築支援、国際機関への要員派遣、海賊対処行動等の国際協力活動への参加等、平素の交流を通じたシーレーン沿岸国等との信頼関係や協力関係の構築、様々な機会を捉えた海自艦艇による寄港等の推進
- b. 各国との連携やシーレーン沿岸国の情報収集に係る能力向上に資する協力の推進
- c. ASEAN全体の能力向上に資する協力の推進
- d. 「アジア海上保安機関長官級会合」を主導

(3) 国際的な海洋秩序の強化

- a. 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化として、G7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国等との連携
- b. 国際的な海洋秩序の形成に積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を推進
- c. 我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一的なメッセージを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ戦略的な情報発信を強化
- d. 日本海呼称に対する正しい理解と我が国の立場への支持を広めるべく、情報発信の強化等の外交努力を引き続き実施
- e. 防衛当局間における各国との海洋の安全保障に関する協力強化や、「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組みを活用し、基本的な価値観の共有を推進

2. 海洋の産業利用の促進

(1) 海洋資源の開発及び利用の推進

- a. メタンハイドレートについては、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指し、技術開発を実施
- b. 長期的な見直し等は、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を改定し明示
- c. 表層型メタンハイドレートについては、回収・生産技術の調査研究を引き続き実施
- d. 石油・天然ガスに関し、基礎物理探査(概ね5万km²/10年)を機動的に実施
- e. 海底熱水鉱床については、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、技術開発等を実施
- f. 海底熱水鉱床に関し、SIP「次世代海洋資源調査技術」の活用も含め、資源量把握を実施
- g. レアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める
- h. SIP「革新的深海資源調査技術」において、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術等の開発・実証に向けた取組を進める
- i. 一般海域において洋上風力発電の導入促進を図るため、必要な制度を整備
- j. 洋上風力発電の導入促進のため、風況調査や設計等を支援し、施工技術等の実証研究等を実施
- k. 環境基礎情報データベースの更なる拡充
- l. 波力・潮流・海流等の海洋エネルギーに関し、実証研究に取り組みつつ、離島振興策と連携

(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- a. 造船の輸出拡大、海運の効率化、自動運航船の実現、海洋開発市場の獲得を目指し、「i-Shipping」「i-Ocean」を強力に推進
- b. 海上輸送拠点となる港湾の整備及び海外港湾の運営参画が進むよう、案件発掘体制を強化
- c. 港湾工事における建設現場の生産性向上に向け、「i-Construction」、「AIターミナル」の実現を推進
- d. SIP「次世代海洋資源調査技術」の民間への技術移転を完了し、国内資源探査案件等が受注できるよう、民間企業等の体制を構築
- e. 「海洋資源開発技術プラットフォーム」での異業種連携を支援
- f. 訪日クルーズ旅客を2020年に500万人の目標実現に向け、クルーズ船の受入れ環境の整備を推進
- g. マリン産業の市場拡大等のため、海洋レジャーに関する情報発信等を支援
- h. 二酸化炭素の回収・貯留(CCS)の技術開発・実証等を実施

(3) 海上輸送の確保

- a. 安定的な国際海上輸送の確保のため、トン数標準規制の実施等を通じた日本船舶・日本人船員を中核とする海上輸送体制の確保及び、日本商船隊の国際競争力強化
- b. 「内航未来創造プラン」に従い、「内航海運事業者の事業基盤の強化」「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」を推進、カボタージュ制度の維持
- c. 海上輸送拠点の整備のため、ハード・ソフト一体の国際コンテナ・バルク戦略港湾政策を推進するとともに、アジアにおけるLNG/バンカリング拠点を戦略的に形成

(参考) 第3期海洋基本計画における具体的施策(その2)

2. 海洋の産業利用の促進

(4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

- 水産資源の適切な管理のため、資源調査を抜本的に拡充するとともに、沖合漁業等について操業実態や資源の特性に見合った形で可能な限りIQ方式を活用
- 商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施
- 多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給や持続可能な収益性の高い操業体制への取り組み経営体に経営施策を重点化し、国際競争力の強化を図る
- 「浜プラン」の実施を通じ各浜において5年間で10%以上の漁業所得向上を目指す
- 漁業者が必要とする技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業と浜との連携、参入を円滑化するための取組を推進
- 漁船等における高速インターネットや大容量データ通信の整備
- 品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討
- 漁港等の機能向上、漁場整備、災害への対応力強化、漁村のにぎわいの創出などを達成するため、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進
- 自然環境の保全、国境監視、海難救助、保健休養・交流・教育の場の提供など、水産業・漁村の持つ水産物供給以外の多面的な機能の持続的な発揮。特に、国境監視に関しては、漁業者からの情報提供を含め民間機関との連携を強化

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

- 2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的に、海洋保護区の設定を推進するとともに、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進
- サンゴ礁、藻場等に形成される脆弱な生態系の保全・再生
- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用を目指した新協定の作成に係る政府間会議等の議論への積極的な参加
- 気候変動及びその影響の確かな把握のための観測調査の継続・充実と海洋における適応策への取組
- 温室効果ガス等を低減するため、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネの推進等
- マイクロプラスチックを含めた海洋ごみの削減に向け、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進
- 船舶からの有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、廃油処理施設の確保、バラスト処理装置の確認等の実施を通じたMARPOL条約等の確かな履行
- 東京電力福島第一原子力発電所に係る総合モニタリング計画に基づく、海水、海底土、海洋生物に係る放射線モニタリングの実施
- 今後の沖合や深海における海洋の開発・利用に関して、環境への影響を評価する上で必要となるデータの収集及び評価の在り方を検討

(2) 沿岸域の総合的管理

- 沿岸域の総合的管理に当たっては、人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るといふ「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策など総合的に展開
- 陸域から海域への土砂供給の減少等を軽減するため、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策など、総合的な土砂管理の推進
- 災害からの防護に加え、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等と調和した海岸空間の保全の推進
- 陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、下水道等汚水処理施設の整備等を進めるとともに、栄養塩類の削減が必要な海域においては高度処理の導入を推進
- 瀬戸内海において「きれいで豊かな海」の観点から、藻場及び干潟の保全・再生や底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的取組を推進するとともに、栄養塩類の減少等が、水産資源に与える影響の調査・研究等を加速化

4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化

(1) 情報収集体制

- 艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、各種衛星等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じてMDA能力を強化
- 海洋分野における衛星情報の更なる利活用について研究や検討を実施
- 海洋調査に用いるセンサーや自立型無人探査機(AUV)等を活用した自動観測技術の開発、船舶自動識別装置(AIS)等による船舶動静情報の収集・共有の検討

(2) 情報の集約・共有体制

- 防衛省・自衛隊と海上保安庁間の情報共有システムの整備や海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築
- 利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化
- 係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合を推進
- 海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用

(3) 国際連携・国際協力

- 諸外国や国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じた情報収集
- MDAに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化
- 国際社会との連携に活用するため、「海洋状況表示システム」の多言語化に向けた対応

(参考) 第3期海洋基本計画における具体的施策(その3)

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 海洋調査の推進

- 海洋調査を通じた海洋権益保全の観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海洋調査体制を強化
- 海洋観測を行う調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する観測の自動化技術の向上等を実施
- 漂流フロート、係留系及び船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網を構築
- 海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施
- 世界気象機関(WMO)、ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO/IOC)等が進める国際的な海洋観測計画に参加し海洋調査船等による高精度かつ高密度な観測を実施
- 引き続き、東日本大震災の影響把握のため海域における放射性物質のモニタリングを実施
- プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測等を充実・強化
- 船舶、沿岸の安全を確保するため、気象・気象観測を実施

(2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

- 気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進
- 海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムを開発・整備
- 平成30年度から新たにSIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った海洋資源調査技術、生産技術等を更に強化・発展させ、水深2000m以深の同技術の開発・実証に向けた取組を進める
- 海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進
- 地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網(S-net及びDONET)を運用
- 高波、高潮等の予測情報、津波警報、海洋環境情報の高度化等に関する研究を実施
- 独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化
- 国際深海科学掘削計画(IODP)を推進し、「ちきゅう」等による海洋掘削を実施するとともに、全地球内部ダイナミクスモデルの構築とその理解の推進を図る
- 専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上
- 大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、インターンシップ実習の推進や社会人再教育等の実践的な取組を推進
- 深海等の未知の領域を効率的に探査するためのシステム運用を実施
- AUV、遠隔操作型無人探査機(ROV)、有人探査機、試験水槽等の研究プラットフォームの整備・運用
- 大容量の海洋データの送信を行うための衛星を活用した高速通信技術に係る研究開発を推進
- ビッグデータ、AI等の超スマート社会を支える基盤技術の強化を図るため、先端的な融合情報科学を推進

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

【国境離島の保全・管理】

- 低潮線保全区域内の行為規制、巡視の実施及び衛星画像等による低潮線保全区域の状況把握のための調査を実施
- 衛星画像等による国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握
- 沖ノ鳥島の行為規制、サンゴ礁の保全及び観測・監視施設の更新、海岸保全施設の維持・整備など管理を強化
- 「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的管理
- 沖ノ鳥島及び南鳥島において、特定離島港湾施設の整備、利活用を図る
- 有人国境離島地域の保全及び地域社会維持の施策を推進、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定期的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現
- 領海保全等の観点から国境離島の土地所有状況把握、土地利用等の在り方等を検討
- 灯台等の航路標識、気象・海象観測施設等、海洋プレート観測にも寄与する離島の位置情報基盤の整備等の実施及び気象観測等を継続実施
- 離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む
- 漁業環境の保全・再生及び漁場の整備、水産動植物の生息・生育環境の改善等を図る
- 漂流・漂着ごみ等の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進

【離島の振興】

- 定住を促進するための海上輸送費の軽減等による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組等を支援
- 離島の漁業の維持・再生、離島の産業振興に関する支援
- 離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進
- 離島航路・航空路の安定的な確保維持、石油製品の安定的・低廉な供給、通信体系の整備等を支援
- 離島に住む妊婦、高校未設置の高校生への経済的負担の軽減

(2) 排他的経済水域等の開発等の推進

- 「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」(平成26年7月4日、総合海洋政策本部決定)に沿って取組を推進
- 我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題について、国際法に基づいた解決を目指す
- 漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に推進
- 海洋情報の一元化と情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む
- 海域管理のあり方については、第2期海洋基本計画以降の議論も踏まえ、法体系の整備を進める

(参考) 第3期海洋基本計画における具体的施策(その4)

7. 北極政策の推進

(1) 研究開発

- a. ArCS(北極域研究推進プロジェクト)等とともに、自然科学分野と人文・社会科学分野の連携による国際共同研究を引き続き推進
- b. 極域観測用のAUV(自立型無人探査機)等の先進的な技術開発を推進
- c. 砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める
- d. 北極圏国における研究・観測拠点の確保と研究者の派遣により、北極に関する国際共同研究を強化
- e. 北極の抱える諸課題解決に向けた国際的な議論を牽引できる人材の育成を実施

(2) 国際協力

- a. 国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、我が国から積極的に働きかける
- b. 我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信
- c. 北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進する
- d. 北極評議会の活動に対する貢献を一層強化

(3) 持続的な利用

- a. 我が国海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進める
- b. 北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を引き続き行う
- c. 北極域における気候変動対策に貢献すべく、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む
- d. 我が国官民の経験や科学的知見、最先端の科学技術の活用を通じ、予防・対応策の検討に一層の貢献をする
- e. 我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかける

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- a. IMO等における海洋に関する国際約束等の策定や国際的な連携・協力を主体的に参画
- b. 国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援
- c. 「海における法の支配」「科学的知見に基づく政策の実施」の原則を国際社会へ浸透

(2) 海洋に関する国際的連携

- a. 航行の自由及び安全を確保するため、東アジア首脳会議等を活用した関係国との協力関係の強化や、ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員の育成支援等を推進
- b. アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合等を通じ、関係国との連携を深化
- c. IUU漁業に対して、各国と協調して、地域漁業管理機関等における対策強化等を主導
- d. シップ・リサイクルにおける安全確保及び環境保全を図るため、「船舶再資源化香港条約」を早期に締結し、同条約の早期発効に向けて環境整備等を推進
- e. 大量破壊兵器の拡散防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結

(3) 海洋に関する国際協力

- a. WMO、UNESCO/IOC等の下で実施されるアルゴ計画を始めとした国際的な海洋観測計画やデータ交換の枠組み等に引き続き参画・貢献
- b. 海底地形名小委員会(SCUFN)への参画を通じて、海底地形名の標準化に貢献
- c. IODPに積極的参画
- d. サンゴ礁や広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境や生物の調査・研究を実施
- e. 世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECs)等において、我が国の水質総量削減制度や里海づくり等を情報発信
- f. 「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献
- g. マラッカ・シンガポール海峡における日ASEAN統合基金(JAIF)を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図作成等による同海峡の航行安全確保
- h. アジアや太平洋島嶼国を始めとする災害にぜい弱な国に対して、我が国の優れた防災技術を周知・普及
- i. 津波警報システム構築への技術支援

9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

(1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保

- a. 「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」の取組強化の促進
- b. J-Oceanとして、海洋開発に必要な知識をまとめた専門教材を整備
- c. 造船業・舶用工業に関わる人材の育成のため、高度な専門人材の育成、造船等に関する教育の質の向上、地域連携体制を強化
- d. 船員の育成・確保のため、(独)海技教育機構における教育の高度化、働き方改革による生産性向上、女性船員の活躍促進、退職海上自衛官等の就業環境を整備
- e. 海洋土木の担い手の育成・確保のため、潜水士等に対する認知度の向上、若手技術者の現場体験の拡充、ICTに対応できる人材の育成を推進
- f. 水産業の担い手の育成・確保のため、新規漁業就業者の定着率向上、海技士等の人材の育成・確保、(国研)水産研究・教育機構水産大学校等の実践的な専門教育の整備、収益性の高い操業体制へ転換
- g. 人材育成の横断的な事項として、研究開発プロジェクト等を通じた人材育成、産業界が求める人材ニーズを踏まえた教育を高度化

(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

- a. 「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係者の連携を一層強化
- b. 学校現場で活用できる副読本の開発、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きを充実
- c. 学校教育と水族館等の社会教育施設、研究機関、各種団体との有機的な連携を促進

(3) 海洋に関する国民の理解の増進

- a. 「海の日」等の機会を通じ、海洋に関する国民の理解と関心を喚起
- b. 「世界の津波の日」シンポジウム等を通じて、普及啓発活動を推進
- c. 海・船舶への興味・関心をより一層高める「C to Seaプロジェクト」を推進
- d. 海洋に関する様々な情報の分かりやすい発信のため、ネットメディアやSNS、バーチャルリアリティ等の利活用を促進

海洋調査の推進と 海洋状況表示システム（MSIL）の構築について

○海洋基本計画と海洋情報部

本年5月、第3期海洋基本計画が閣議決定され、その中の具体的な施策として「海洋状況把握（MDA：Maritime Domain Awareness）の能力強化」及び「海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」が決定されました。さらに、平成28年12月には、「海上保安庁体制強化に関する方針」が閣議決定されており、「海洋調査体制の強化」が求められています。このような中、海洋情報部は、これらの施策に適切に対応するため、大型測量船を新たに整備すると共に既存の大型測量船の高機能化を図り、さらに、最新の技術である自律型海洋観測装置（AOV：Autonomous Ocean Vehicle）を導入するなど海洋調査体制を強化し、海洋調査を推進しています。また海洋情報部は、1965年に「日本海洋データセンター（JODC）」を立ち上げ、2012年には「海洋台帳」の提供を開始するなど、海洋に関する情報提供業務を長年にわたり実施しています。このような取組みが認められ、今までの経験を踏まえ海洋状況把握の基盤システムとなる「海洋状況表示システム（MSIL：MDA Situational Indication Linkages）」の構築を担当することとなりました。

○海洋情報部と海洋調査

海洋情報部は、長年にわたり「航海の安全」、「海洋権益の確保」、「防災・環境の保全」といったさまざまな目的のために、海洋調査を実施しています。また、海洋は、海運や水産業、資源開発、マリンレジャー等、様々な目的で利用されており、それぞれの目的によって必要となる情報が異なっています。海洋情報部は、海洋調査により得られた多くの海洋情報を基に、それぞれの目的に合わせ、ユーザーの利用しやすい形での情報提供にも努めています。その中で、根幹とも言える仕事として、「航海の安全」のための海洋調査と情報提供があげられます。「航海の安全」を支える重要なツールに「海図」があります。「海図」には航海に必要な様々な情報が記載され、世界中で長

年にわたり「航海の安全」のために使われてきました。当部では、明治 44 年に兵部省海軍部水路局として発足してから 147 年にわたり海洋調査を実施し、「海図」を作製してきました。引き続き、「航海の安全」を守り続けることが、当部の重要な使命といえます。一方、他にも重要な使命があります。それは「海洋権益の確保」です。四面を海に囲まれた我が国にとって、領海や排他的経済水域（EEZ）等の海洋権益を確保することは極めて重要であり、その基礎となる海洋情報の整備は不可欠です。そのため、我々は関係省庁等と協力・連携し、必要な海洋調査を計画的に実施しています。さらに、「防災・環境の保全」にも力を入れています。海域の火山噴火等への対応もきわめて重要であり、最近では西之島の火山活動にも適切に対応しています。

○海洋情報一元化と海洋状況把握（MDA）

海洋情報部は、海洋情報の一元的管理ならびに提供の取組の一つとして、水温・塩分、海底地形、漁港区域といった様々な情報を重ね合わせて表示し、ユーザーの多様な目的に利用できる「海洋台帳」の開発・運用を行ってきましたが、今年度末から新たに「海洋状況表示システム（MSIL）」を整備し、運用を開始します。従来、海洋関係省庁及び研究機関等が個別に情報提供を行ってきたものを、本システムでは一元的に統合した形で提供することにより、様々な情報を分かりやすく組み合わせ利用出来るようになります。これにより、個別に提供されていたときよりも情報の活用が容易となります。また、多くの情報がリアルタイムで提供される予定になっているため、世界的に見ても優れたシステムになります。本システムは、船舶の運航管理、漁業、安全保障、防災、環境保全及び海洋開発といった様々な分野での活用が期待されているところです。

○最後に

我々は、1871（明治 4）年に前進である組織が設立されて以降、長年にわたって時代ごとに国として求められる海洋調査、情報整備・提供及び、それらを活用することによって、様々な

課題を解決してきました。我が国は、陸域は 38 万平方キロメートルですが、海域は領海と EEZ を合わせると 447 万平方キロメートルにもおよぶ非常に広大な海を有しています。さらにその中には、水深が数千メートルを超える深海が多くの割合を占めており、人類にとって未知のフロンティアが広がっています。この広大な海洋を、海洋国家たる我が国の発展のために利活用するためには、基盤となる地図の整備が欠かせないと我々は考えています。私たち海洋情報部は、常に時代の最先端の技術を導入しながら海洋調査を行い、その成果を取りまとめた海図をはじめとする基盤情報の整備により我が国の発展に貢献するとともに、今後とも業務に邁進し、海洋基本計画の実現に貢献してまいります。

海洋調査の推進と 海洋状況表示システム（MSIL）の構築について

平成30年10月17日

海上保安庁 海洋情報部長
加藤 幸弘

目次

- ・ 海洋基本計画と海洋情報部
- ・ 海洋情報部の紹介
- ・ 海洋情報部による海洋調査
- ・ 海洋情報一元化と海洋状況把握（MDA）

第3期海洋基本計画における具体的施策 (抜粋)

1. 海洋の安全保障
2. 海洋の産業利用の促進
3. 海洋環境の維持・保全
4. 海洋状況把握 (MDA) の能力強化
5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進
7. 北極政策の推進
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進

海洋情報部が長年培ってきた技術や経験が必要

2

海洋調査の推進

○ 海上保安庁体制強化に関する方針 (H28.12.21決定)

● 海上保安庁体制強化に関する関係閣僚会議決定

海上保安庁体制強化に関する方針の5本柱

- ◆ 尖閣領海警備体制等の強化
- ◆ 海洋監視体制の強化
- ◆ 原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化
- ◆ 海洋調査体制の強化
- ◆ 基盤整備



海上保安庁体制強化に関する関係閣僚会議の様子 (官邸HP)

● 海洋調査体制の強化

海洋調査については他国による大陸棚延長申請や中間線を越えた海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくためにも必要な海洋調査などを計画的に実施する必要がある。そのため、他国による海洋調査の動向等を踏まえ、必要な海洋調査体制を強化する。

3

海洋基本計画

5. (1) ア 海洋調査の戦略的取組

○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域において海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一連の充実に努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。

海洋情報部の実績

1983年(昭和58年) 大陸棚延長のため大陸棚調査

海洋情報部の体制を強化し海洋調査の推進決定
(大型測量船2隻、AOV16機導入)

海洋調査体制の強化

既存大型測量船の高機能化

昭洋



拓洋



大型測量船2隻新造

H31年度就役

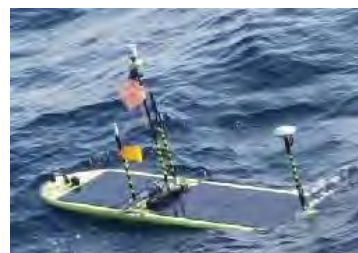
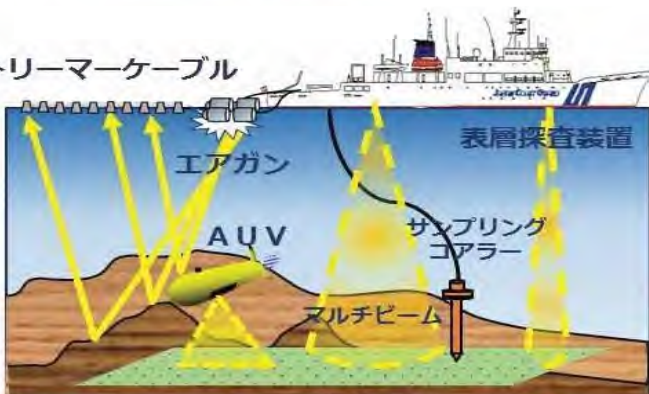


H32年度就役



AOV (自律型海洋観測装置) 16式導入

ストリーマケーブル



海洋基本計画

4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化

4. (2) 情報の集約・共有体制

- 公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「**海洋状況表示システム**」の構築に努める。

海洋情報部の実績

1965年(昭和40年) 日本海洋データセンター（JODC）

2010年(平成22年) 海洋情報クリアリングハウス

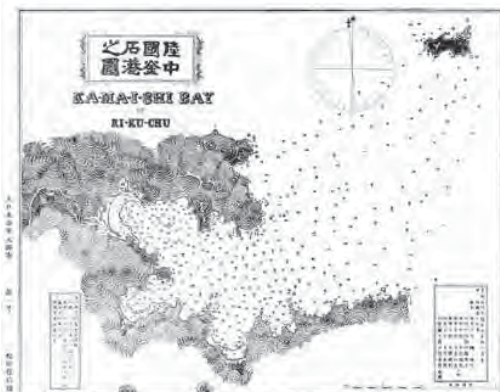
2012年(平成24年) 海洋台帳

経験を踏まえ**海洋状況表示システムの構築担当**

6

海洋情報部の沿革

- 1871年（明治 4年） 兵部省海軍部水路局として発足
- 1886年（明治19年） 海軍水路部に改編
- 1949年（昭和24年） 海上保安庁水路部に改編
- 2002年（平成14年） 海上保安庁海洋情報部に改編
- 2011年（平成23年） 青海庁舎に移転
- 2016年（平成28年） 霞ヶ関庁舎（中央合同4号館）に移転



海図第1号（明治5年）
「陸中國釜石港之圖」

前身の海軍時代からを含めると

今年度で**設立147年**

7

■ **航海安全**

- ◆ 港湾や航路等の水深や底質等の調査
- ◆ 「**海図**」・「**潮汐表**」など水路図誌の作製・刊行
- ◆ 航海安全に必要な緊急情報を**航行警報**として発出

■ **海洋権益確保**

- ◆ 国の**権益を確保**するための**大陸棚調査**や**低潮線調査**

■ **防災・環境保全**

- ◆ **地震や火山噴火**の予測・被害軽減に資する調査・観測結果を基礎情報として提供
- ◆ 海洋汚染、放射能などの海域の**環境保全**に必要な調査を実施

■ **基盤情報整備**

- ◆ 海底地形や流れなど、海洋利用に必要となる**基盤情報を整備・提供**
- ◆ 基盤情報を利活用するため**JODC**や**海洋台帳**の運営

組織



本庁海洋情報部

管区海上保安本部

海洋情報部

水路観測所（下里）



| | |
|--------------------|---------|
| 海洋情報部 予算定員（平成30年度） | |
| ・ 予算 | 1 8 億円 |
| ・ 定員 | 5 8 3 人 |

平洋



(イメージ図)

(要目 総トン数：約4,000 トン、全長：約103 メートル、平成32 年1 月就役予定)

新型測量船 (本庁)

はましお



27m型測量船 (第三管区)

本庁測量船

管区測量船



昭洋 (3000トン)



拓洋 (2400トン)



明洋 (550トン)



海洋 (550トン)



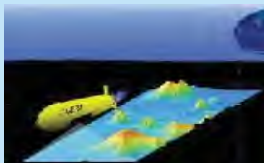
天洋 (430トン)



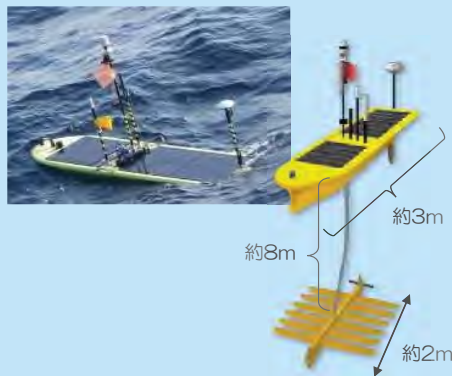
20m型 (6隻) 10

調査機器

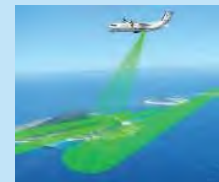
自律型潜水調査機器(AUV)



自律型海洋観測装置(AOV)
(ウェーブライダー)



航空レーザー(LIDAR)



自律型高性能観測装置(ASV)



無人調査艇「マンボウII」



航海安全のための海洋調査

○海図最新維持のための水路測量

港湾・航路等

○船舶の効率的な運航のための黒潮観測

黒潮流路付近海域

海洋権益確保のための海洋調査

○他国による日本とは異なる境界画定の主張に対応するための海底地形等の調査

我が国周辺海域

防災・環境保全のための海洋調査

○地震災害による被害を最小限に抑えるための海底地殻変動モニタリング

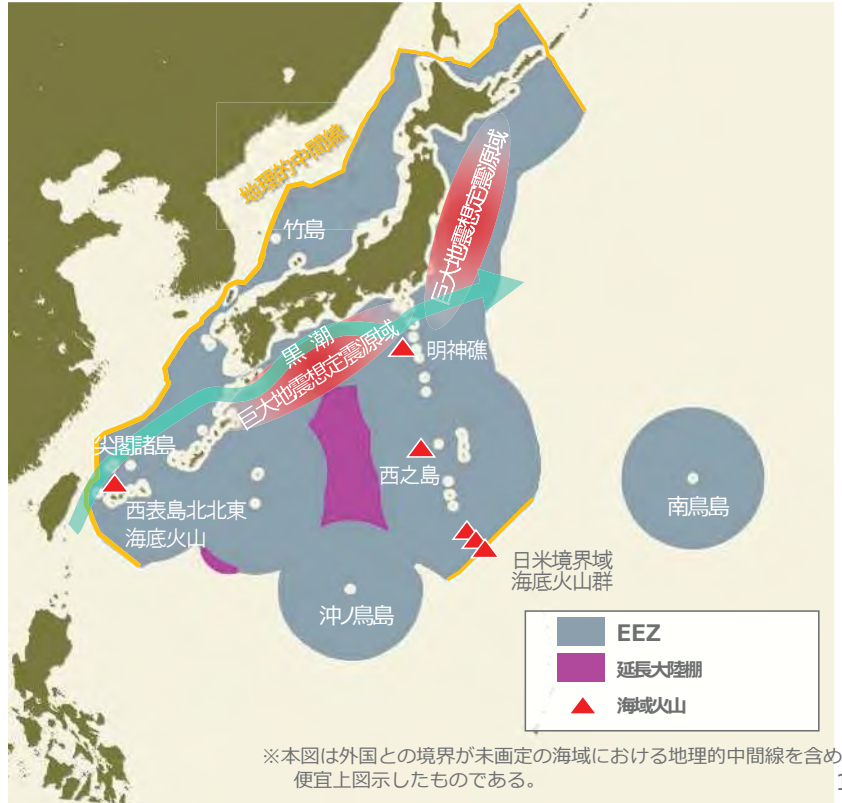
巨大地震の想定震源域

○火山災害による被害を最小限に抑えるための海域火山活動のモニタリング

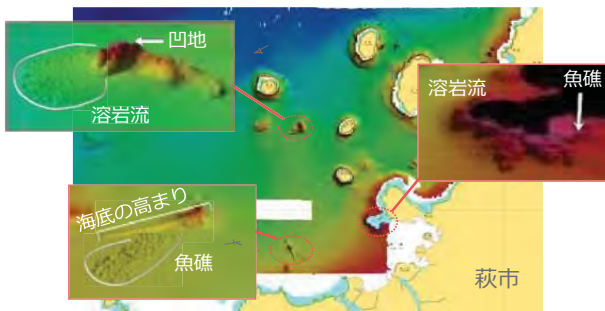
南西諸島、伊豆・小笠原近海

○海洋環境の現状を把握するための海洋汚染・放射能モニタリング

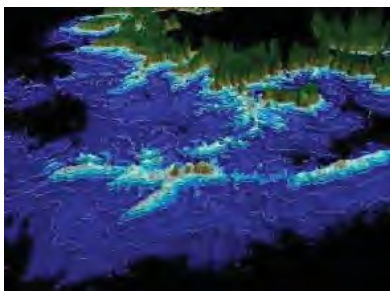
主要湾、米原子力艦寄港地、伊豆・小笠原近海等



海底地形の調査

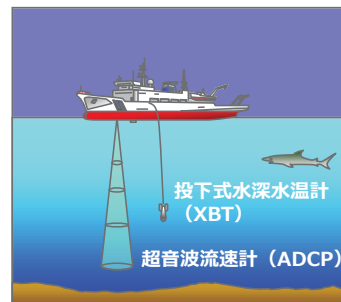


マルチビーム測深で得られた山口県萩市沖の海底地形

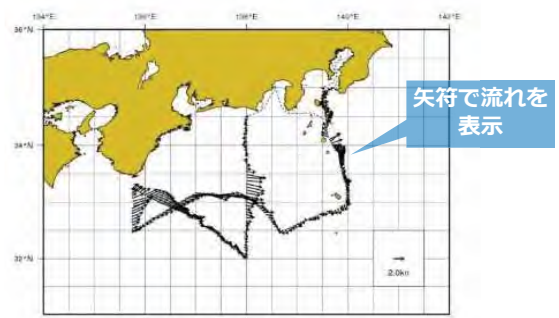


航空レーザー測量で得られた対馬南風ノ波瀬付近の海底地形

黒潮観測 (海流観測)



主な観測手法



流況図

調査海域



大陸棚調査により、太平洋側はデータが充実している。

調査手法

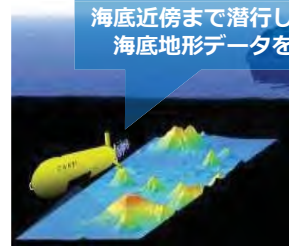
■ 領海基線調査



航空レーザー測量

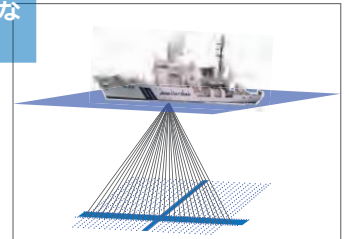
水深が浅い危険な海域を安全・効率的に実施

■ 海底地形調査



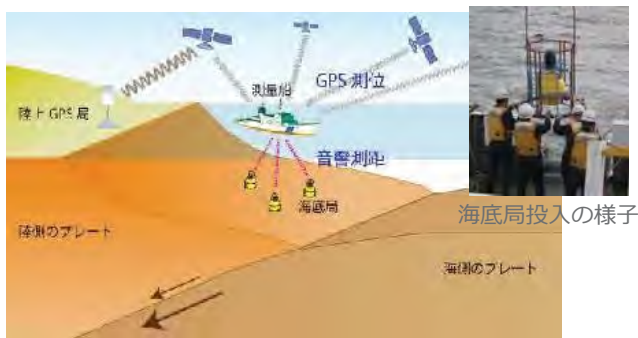
AUV調査

海底近傍まで潜行し詳細な海底地形データを取得



マルチビーム音響測深

海底地殻変動観測



海底地殻変動観測の概念図

海洋汚染・放射能調査

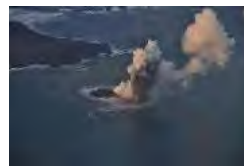


採水作業



採泥作業

海域火山調査



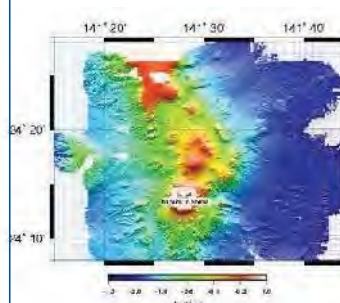
西之島の噴火 (2013年11月) (東京の南方約960 km)



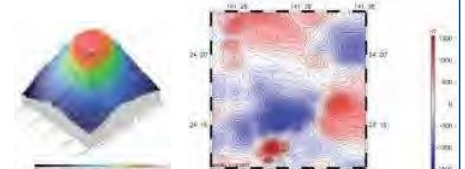
福徳岡ノ島の噴火 (2010年2月) (東京の南方1200 km)



特殊搭載艇「マンボウII」



海底地形鳥瞰図 (小縮尺) (海底噴火位置の特定、危険海域の掌握)

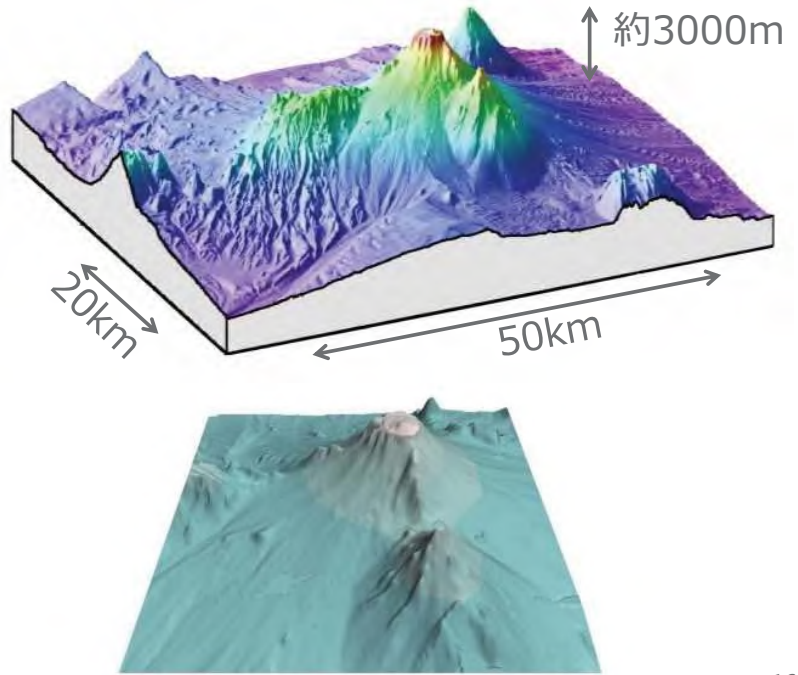


海底火山の鳥瞰図 (大縮尺) 全磁力異常図 (マグマ溜まりの位置推定)



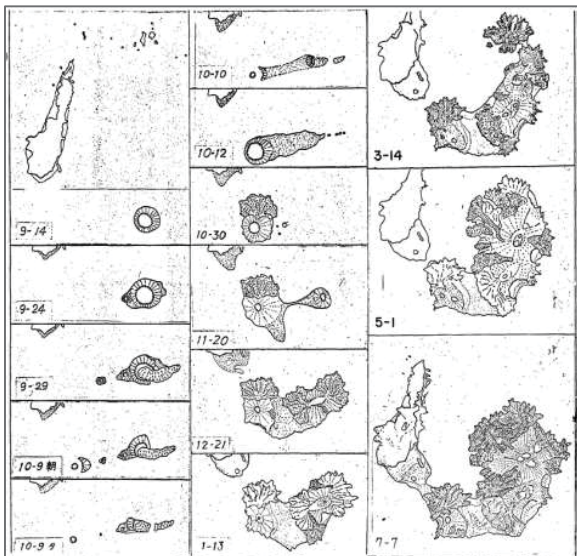
海底地質構造図 (火山活動史の解明)

東京から南に約1000 km、小笠原諸島父島の西方130kmに位置する火山島



西之島の火山活動

- 1973年（昭和48年）、**有史以来初**の火山活動により西之島南東方に**新島を形成**
- 1978年（昭和53年）3月、西之島新島を掲載した**海図を刊行**



西之島の地形変遷



昭和48年9月14日 海上保安庁撮影



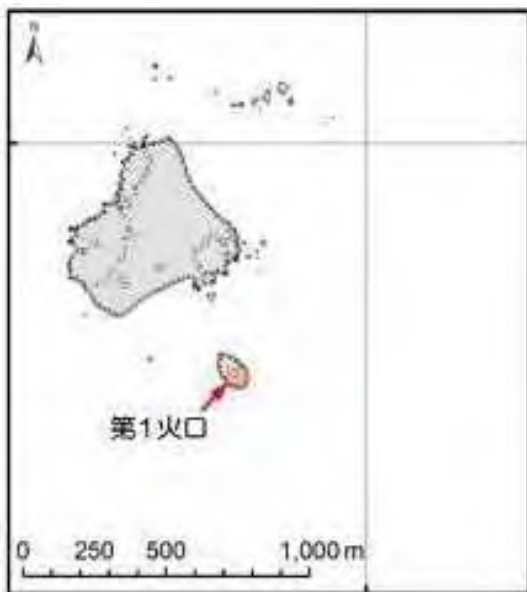
昭和48年12月21日 海上保安庁撮影

- 2013年（平成25年）11月20日、海上保安庁が西之島の南約500m付近に新島を確認。
- 2013年（平成25年）12月26日、新島と西之島との接合を確認。
- 2015年（平成27年）11月17日を最後に噴火は確認されず、静穏な状態が続く。
- 2017年（平成29年）4月20日、再噴火を確認。
- 2017年（平成29年）8月2日を最後に噴火は確認されず、静穏な状態が続く。
- 2018年（平成30年）7月12日、**新たな噴火**を確認。
- 2018年（平成30年）7月18日を最後に噴火は確認されず、静穏な状態が続く。

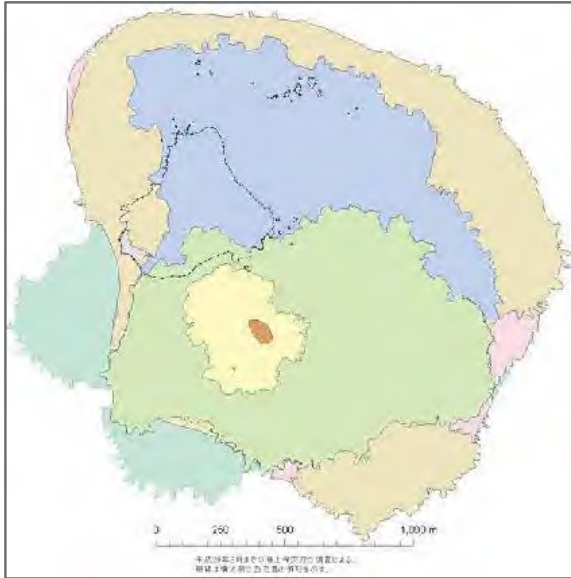
現在の陸地の形状（元の西之島の部分を含む）【2017年（平成29年）8月24日時点】

・東西：約2,200m、南北：約1,900m、面積：約3.0km²

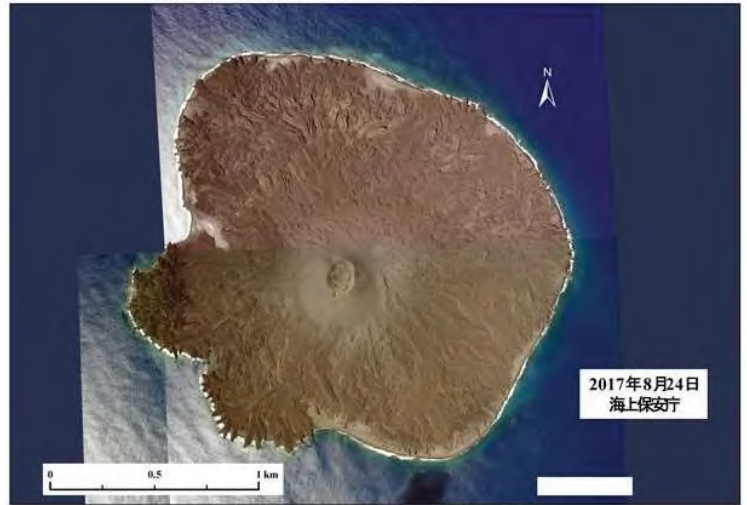
（東京ドームの約63倍、元の西之島の約**13倍**）







| | |
|-------------|-------------|
| 平成25年11月20日 | 平成26年10月16日 |
| 平成25年12月26日 | 平成27年6月18日 |
| 平成26年7月23日 | 平成27年11月17日 |
| 平成29年8月24日 | |



ニュースevery (10/22) より

【調査期間】
10/22～11/8

【船艇・航空機】
昭洋
ボンバルムA725

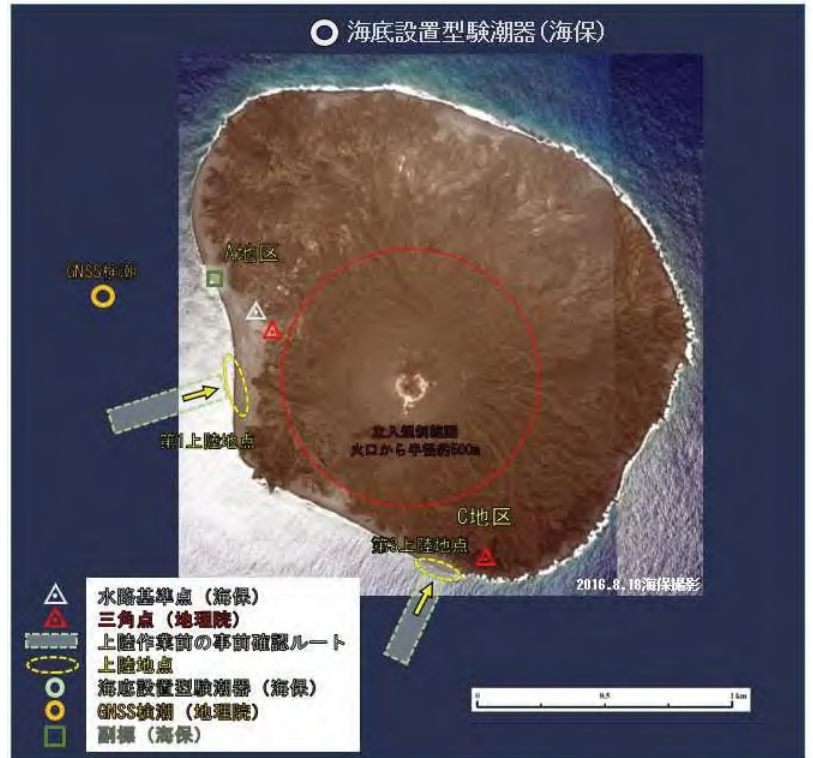
【上乗り】
海保：調査人員 4名
報道対応 1名
国土地理院： 2名
野上・東工大教授
TV局4社 10名



ニュースevery (10/22) より

- ◆ 海岸線付近：航空機による測量
- ◆ 沖合い：船舶による水深調査
- ◆ 周辺海域の地形調査
- ◆ 基準点等の設置
 - ・水路測量標
 - ・対空標識
- ◆ GNSS観測
- ◆ 潮汐観測
- ◆ 火山試料の採取

海図の刊行



測量船「昭洋」



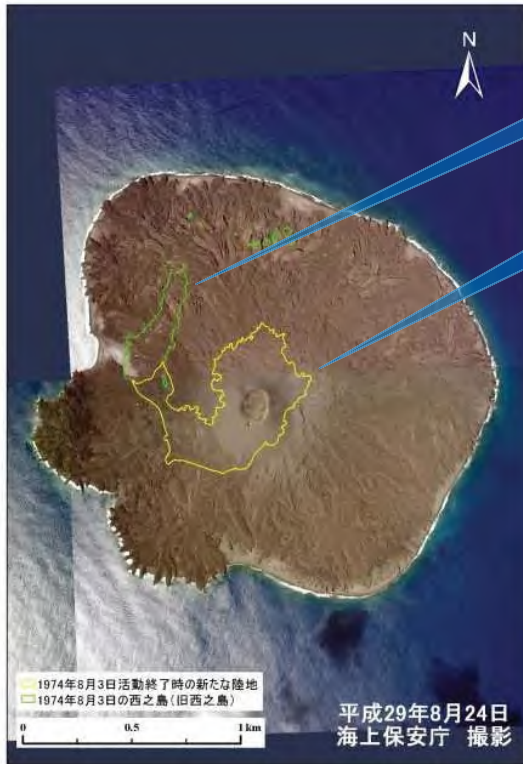
測深時の様子



上陸作業



マンボウⅡ (無人ボート)



旧西之島
(1974年)

新たな陸地
(1974年)



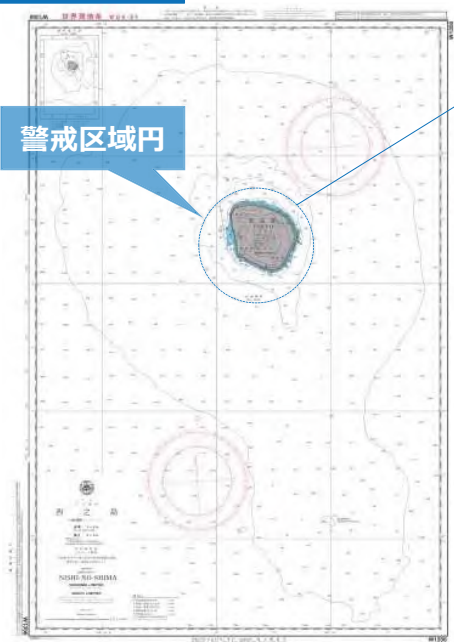
旧西之島
(2013年)

新たな陸地
(2013年)

平成29年8月24日
海上保安庁 撮影

平成29年8月24日
海上保安庁 撮影

○ 航海安全の確保



海図W1356 西之島
(平成29年6月刊行)

発出した日本航行警報

日本航行警報

番号：18-2050 発表日時：2018年07月13日 22時

30年7月13日14時観測 30年7月13日22時00分発表
噴火警報
火山名：西之島
位置：北緯27度14.6分 東経140度52.7分
噴火による影響が及ぶおそれ 上記位置を中心とする半径0.9海里域内の
周辺海域警戒。
(2040削除)

発出した NAVAREA XI 航行警報

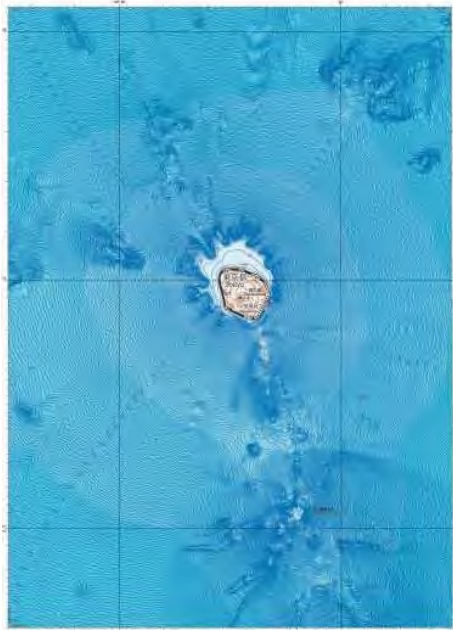
NAVAREA XI

NO.18-0351 発表日時：2018年07月13日 02時

NORTH PACIFIC, NANPO SHOTO,
VOLCANIC ACTIVITY IN NISHINO SHIMA,
27-14.6N 140-52.7E AT 120502Z AND
120714Z JUL. VESSELS REQUESTED TO BE
CAUTION ADVISED.

航行警報 (平成30年7月13日発出)

○ 防災・環境保全



海底地形図第6556号⁸ 西之島
(平成29年6月刊行)

海域火山データベース

西之島 Nishinoshima

最終更新日 2018.0.1
2018.0.10までの調査結果(最新調査 最新位置)を最新情報です。
最新の活動状況はプレスリリースをご覧ください。

| 緯度 | 経度 | 水深 | 点名 | 出典 |
|---------------|----------------|------|---------------------------|--------|
| 27° 21' 49" N | 140° 52' 28" E | 25m | 西之島 (2013年活火山) | 国土院海防院 |
| 27° 21' 38" N | 140° 52' 47" E | 143m | 西之島 (2016年12月現在 臨時点) | 国土院海防院 |
| | | 180m | 西之島 (2016年1月現在 臨時点 (参考値)) | 国土院海防院 |

火山の概要

西之島

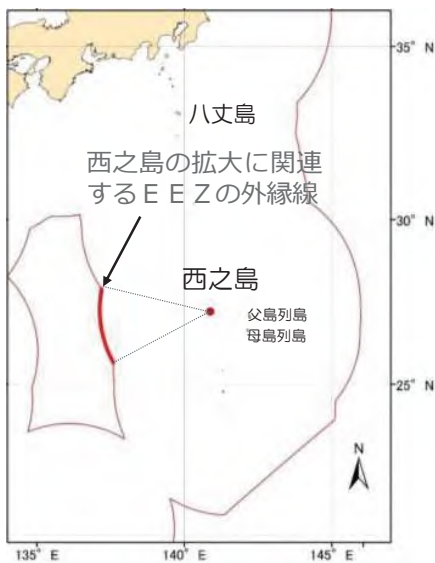
| 緯度 | 経度 | 海面 | W1356 | 海の基本図 | 55560 65560 8 |
|---------|----------|----|-------|-------|---------------|
| 27°21'N | 140°53'E | | | | |

父島西方約130kmにある無人島で、南北約650m、幅約200m、面積は中央部付近(27°14.8'N、140°52.5'E、25m)で、全体として平坦な地形を有する島(5.02.58~62%)である。1972年、西之島等が領海で専ら噴火帯線のない西之島火山の活動を監視し、観測を開始した。この観測等が西之島と接続し、新島の尖塔が領海に存在する。1999年1月現在の島の面積250,100m²、標高15.2m。新島からシロ(母島)連峰(母島山)、オラン石(母島山)が採取されている。SO₂ 58.4~58.9%、Na₂O 0.1~0.42%、K₂O 1.12~1.16%。

日本海軍海防院(元)のデータより、(8)が完全に一致する場合はのみ表示

海域火山データベース

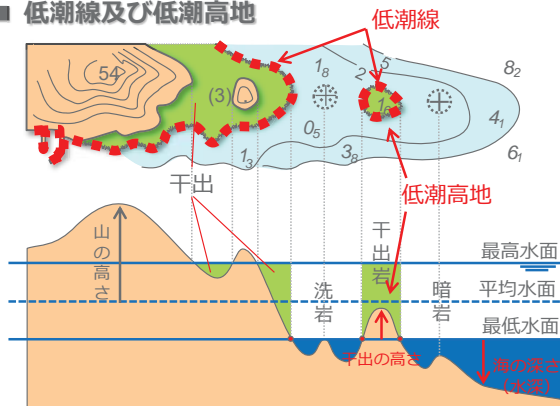
○ 海洋権益確保



海図刊行 (平成29年6月) により拡大した面積

- ・領海：約**70**平方km
- ・EEZ：約**50**平方km

■ 低潮線及び低潮高地



国連海洋法条約 (抄)

第5条 (通常の基線) この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

領海及び接続水域に関する法律 (抄)

第一条 (領海の範囲) 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線までの海域とする。
第二条 (基線) 基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。

領海及び接続水域に関する法律施行令 (抄)

第二条 (基線) 第六項 第二項の海岸の低潮線及び第三項の低潮高地の低潮線は、海上保安庁が刊行する大縮尺海図に記載されているところによる。

海洋調査には膨大な経費と時間が必要

得られた情報は貴重な財産

Map once, Use many times

(出典：NOAA) 30

- 1965年** (昭和40年) **日本海洋データセンター(JODC)設置**
- 1995年** (平成7年) JODC保有データをインターネットにて提供開始
- 2003年** (平成15年) **沿岸海域環境保全情報(CeisNet)開始**
- 2010年** (平成22年) **海洋情報クリアリングハウス開始**
- 2012年** (平成24年) **海洋台帳開始**

■ 日本海洋データセンター

■ 推進機関

UNESCO政府間海洋学委員会(IOC)

■ 設立

1961年第1回IOC総会

■ 目的

海洋データの交換促進による海洋の調査研究や利用開発等の発展

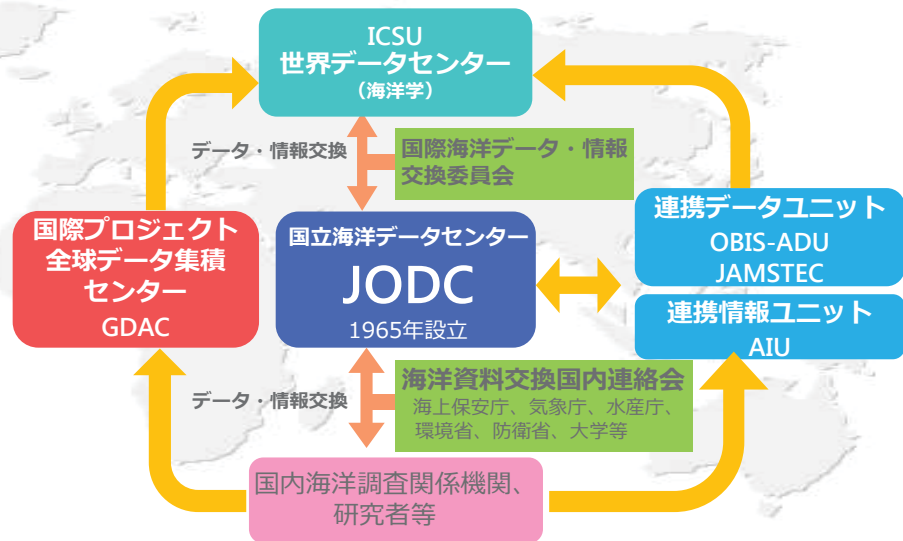
■ 体制

各国における海洋データの収集管理提供ならびに国際交換を実施する機関として、各国に**国立海洋データセンター**の設立。

世界各国の海洋データの恒常的管理保管として国際科学会議(ICSU)の**世界データセンター**との連携

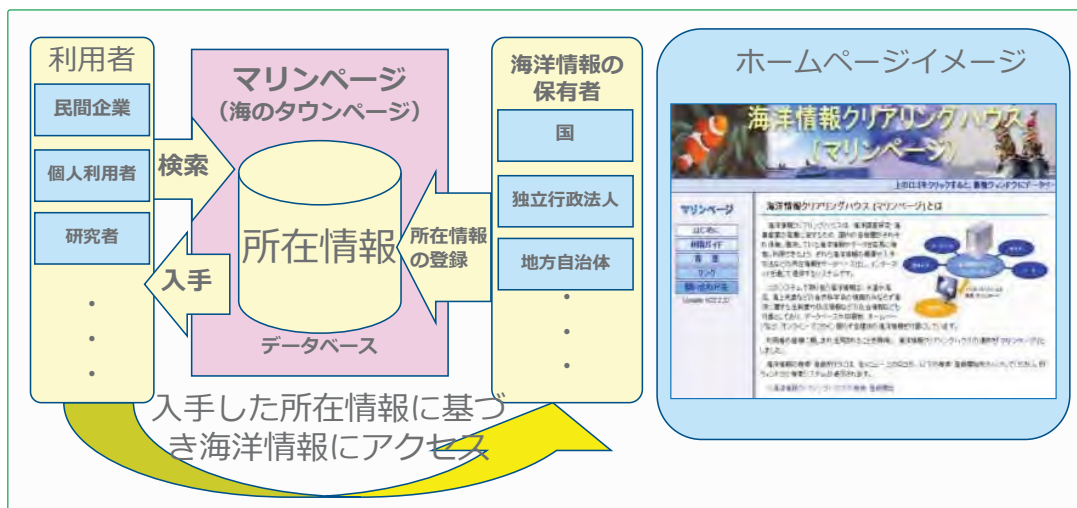
■ データポリシー

タイムリー・無償による無制限アクセスの原則



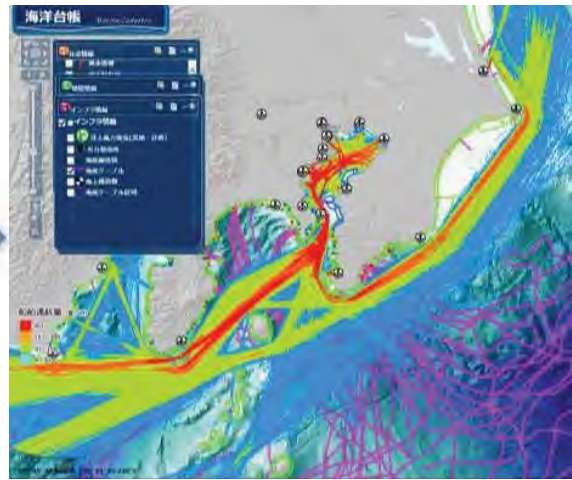
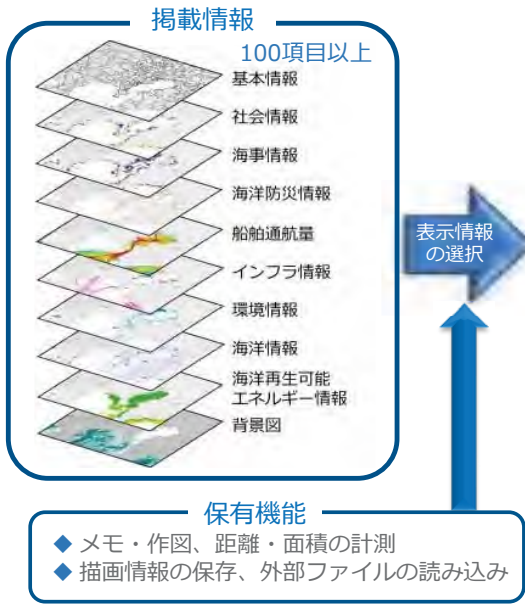
■ 海洋情報クリアリングハウス

関係機関に分散する海洋情報について、所在情報（情報の概要や入手方法など）をデータベース化し、インターネットで提供



海底地形、航路、海流などの様々な情報を目的に応じて取捨選択し、地図上に重ね合わせて表示することができるインターネットサービス

海上保安庁の役割、保有技術、これまでの取扱い情報をベース



表示情報：船舶交通量、海底ケーブル、港湾、漁業権等

各機関に分散している情報を分かりやすく提示し
海洋産業の発展・科学的知見の充実に貢献



海洋台帳

非リアルタイム情報をビジュアル化し、地図上に重ね合わせて表示するインターネットサービス

掲載情報

水深、海流、水温、塩分、沈船、漁港区域、海域火山データベース、船舶通行量、海底ケーブル、漁業権設定区域、海底地形図 等

重層表示

・洋上風力発電施設の適地選定
・民間企業等による海洋資源開発
・政府機関・自治体による海洋施策の決定
・ユーザー相互（利害関係者間）における協議・調整

海上保安庁にデータを集約しユーザーに提供

ユーザー端末

JCG 海上保安庁のサーバー

A省 B省 C省

広域性・リアルタイム性を向上

海洋状況表示システム

従来の海洋台帳の機能に加え、**情報の広域性・リアルタイム性を向上**

(表示例)

災害時における活用例

- 衛星画像等による被害状況の把握
- 他省庁との被害状況等の共有
- 今後の気象・海象の変化の把握

各省との連携のイメージ

リアルタイム性を向上させるためには、それぞれのデータ保有機関がデータ提供の考え方を変えることが必要

衛星画像

データの所在と表示方法の通知

A省のサーバー

B省のサーバー

C省のサーバー

モニタリング情報

海水温

海洋状況表示システム

海上保安庁

海保のサーバー

ユーザー端末

海洋状況表示システム (海上保安庁)

地方公共団体、民間企業

地方公共団体

- 各都道府県、水産試験場 等

民間企業

- 海運業界、水産業界、
- 資源開発企業、マリコン
- 気象・海象情報会社、コンサル 等

関係国・国際機関

- NOAA (気象・海象)
- ReCAAP ISC (海賊情報)
- IHO (海底地形名)
- ASEAN諸国 等

水温

国際連携・協力

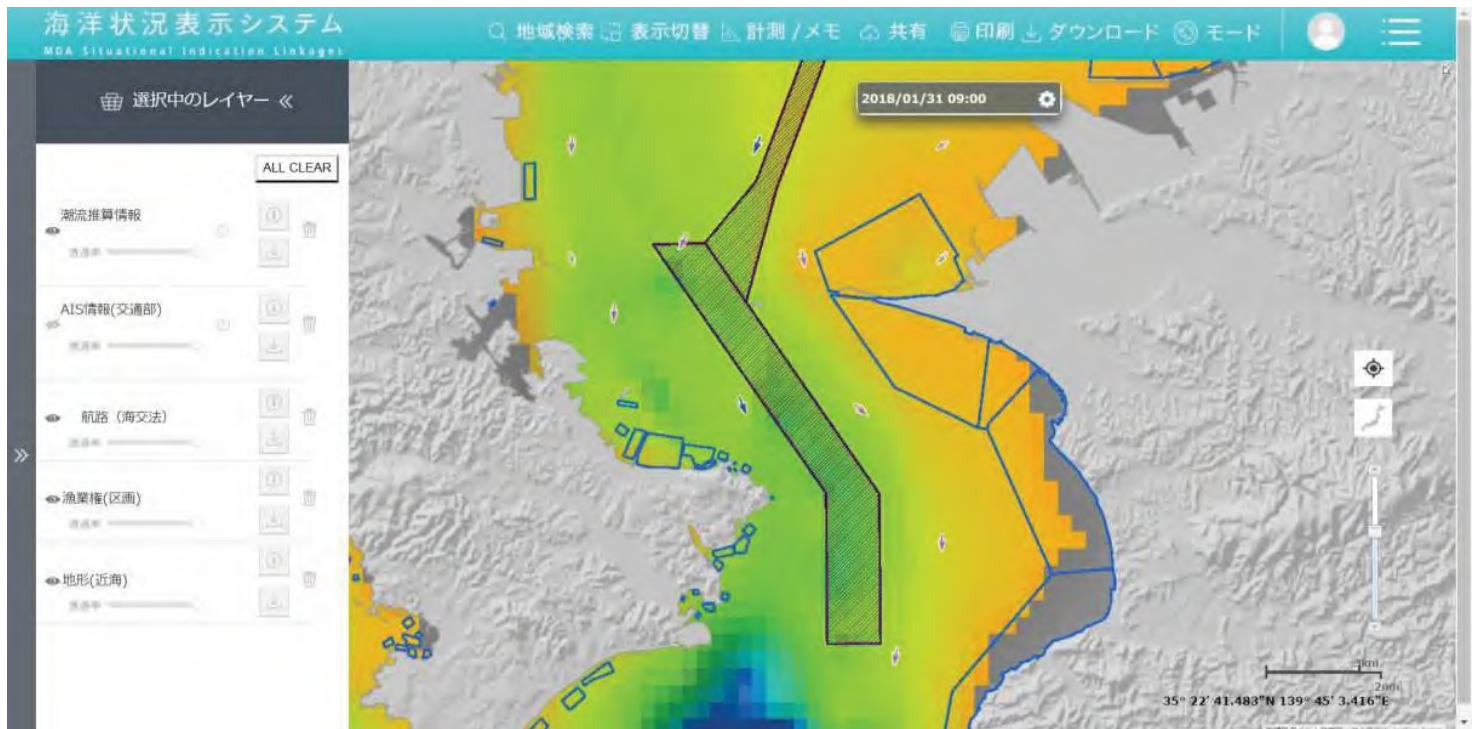
関係省庁等

- 内閣衛星情報センター
- 文部科学省
- 水産庁
- 経済産業省
- 資源エネルギー庁
- 国土交通省
- 気象庁
- 国土地理院
- 環境省
- 防衛省 等

掲載調整中の情報 (例)

- 北極域の海水情報
- 海流
- 衛星情報 (海面水温、海上風速等)
- 海域の地震関連情報
- 地理院地図
- 海底地質図
- 気象衛星「ひまわり」画像
- 高解像度降水ナウキャスト
- 津波警報
- 気象警報
- 台風情報





40

海の情報は未来を拓く

安全保障

◆安全保障の基盤となる海洋情報の共有

災害対応

◆衛星画像等による被害状況の把握

⇒漂流物・漂流者の早期発見、早期航路啓開

海上安全

◆漁業・マリンレジャーにおける安全確保

⇒船舶通航量、巨大航路障害物の把握

環境保全

◆海流データ等の利用による海洋汚染対策

⇒油等防除計画の策定、漂着ごみの把握

生産性向上

◆海洋データのリアルタイム提供による生産性の向上

⇒海上物流の効率化、海洋インフラ建設の工程管理

産業振興

◆多様な海洋情報の利活用

⇒海洋資源の探査計画立案等への支援

国際連携

◆多言語化による同盟国等との円滑な情報共有

⇒大規模災害・海難発生時等の相互協力

41

- 第三期海洋基本計画では、海洋の安全保障、海洋環境の保全、海洋資源の利用といった多様な目的での海洋情報の活用を念頭に、
 - ・ 海洋権益確保の戦略的観点から、海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する
 - ・ 海洋環境の保全や公表情報や学術情報を含む各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「[海洋状況表示システム](#)」の構築に努める
 ことが明記された。

- 海洋情報部は、長年培ってきた技術や経験に加え、**測量船の増強や、最新の観測技術の導入**等を通じて、海洋基本計画の実現に貢献していく。



今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成30年10月17日

第三期海洋基本計画と海上保安庁の役割について

海上保安庁 海上保安監 奥島高弘

I はじめに

- 海上保安庁について（勢力、予算、定員等）

II 海上保安を巡る動き

1 我が国周辺海域における重大事案

- 領土にかかる問題（北方四島、竹島、尖閣）
- 朝鮮半島情勢の不透明感
- 違法操業外国漁船問題
- その他（オリパラ見据えテロ、国際犯罪、自然災害）
- ① 尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向
 - 中国公船の増強・大型化・武装化
 - 海警の組織改編（中央軍事委員会の指揮下へ）
- ② 外国海洋調査船の動向
 - 外国海洋調査船等の活動の活発化、広域化
 - 我が国の海洋権益を脅かす可能性のある中韓の海洋調査活動
- ③ 外国漁船による違法操業
 - 小笠原海域、沖ノ鳥島周辺海域等における外国漁船による違法操業
 - 大和堆周辺海域における北朝鮮漁船等による違法操業
 - 北朝鮮船舶と思料される漂流、漂着船舶の激増

2 海上保安体制の強化

- ① 海上保安体制強化に関する方針
 - 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備
 - 海洋監視体制の強化
 - 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化
 - 海洋調査体制の強化
 - 基盤整備
- ② 平成31年度要求

III 第三期海洋基本計画と海上保安施策

1 海洋の安全保障

- ① 我が国領海等における国益の確保
 - 海上法執行能力の向上等
 - 情報収集・分析・共有体制の構築
 - 海上交通における安全の確保

- 海洋由来自然災害への対応
- ② 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
- ③ 国際的な海洋秩序の強化
- 2 海洋状況把握（MDA）の能力強化
- ① 海洋状況表示システムの構築
- ② 海洋監視体制の強化
～可視化～
- 3 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- 4 離島の保全等及び排他的経済水域（EEZ）等の開発等の推進

IV 国際業務の取り組み

- 1 地域の平和安定に対する脅威
 - テロの拡大
 - 海賊・海上武装強盗の広域化
 - 国際犯罪の拡大
 - 大量破壊兵器の拡散
 - 海洋権益を巡る国家間摩擦の拡大
 - 大規模災害の危険性増大
- 2 インド太平洋戦略の推進
 - ① 各国海上保安機関の連携
 - 二国間における連携協力
 - 多国間における連携協力
 - ・ 北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合
 - ・ 世界海上保安機関長官級会合
 - ② 海上保安能力向上支援等の推進
- 3 海上保安能力向上支援等の推進
 - ① モバイルコーポレーションチームの新設、運用
 - ② 海上保安政策過程（修士課程）

V 最後に

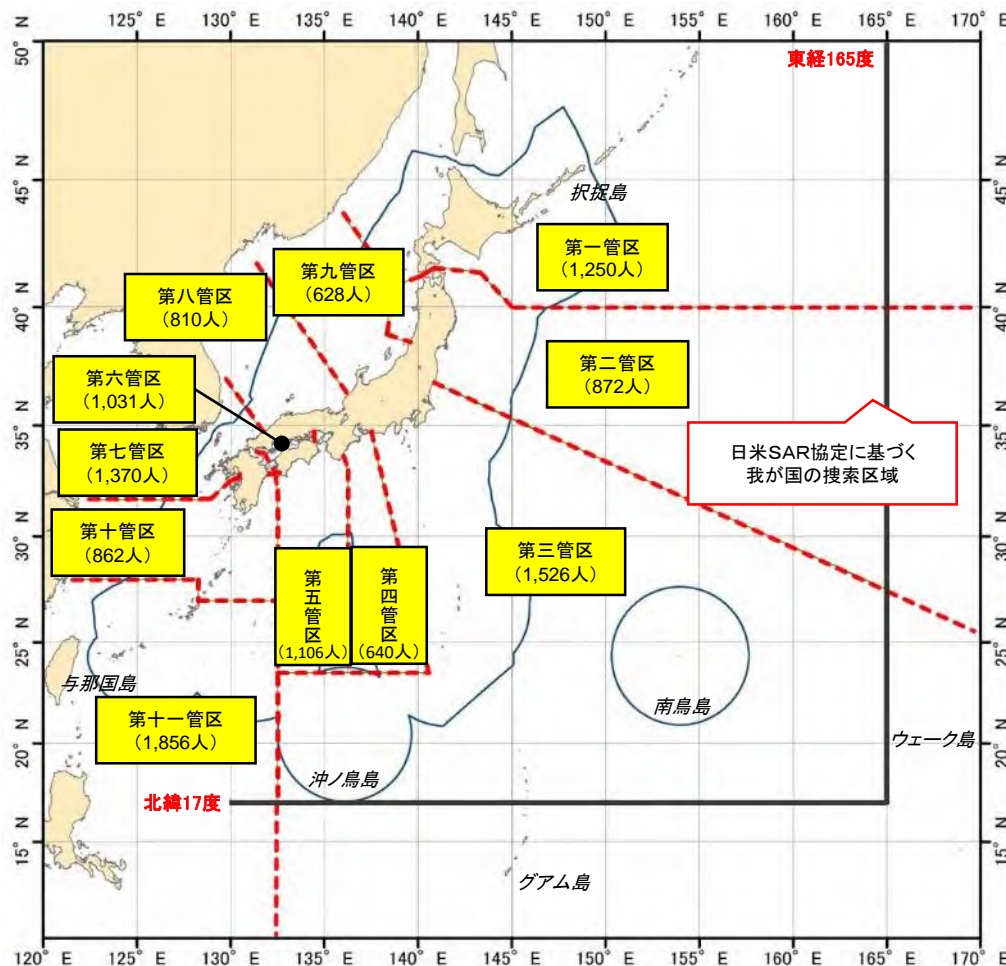
- 法執行機関としての役割と意義
- 海上保安機関の普遍化

第三期海洋基本計画と 海上保安庁の役割について

平成30年10月17日

海上保安庁海上保安監 奥島 高弘

各管区担任水域図



勢力

○ 船艇 460 隻



横浜海上保安部
巡視船 PLH32 あきつしま

| | | |
|----|-----------|------|
| 内訳 | 巡視船艇 | 375隻 |
| | (うち大型巡視船) | 62隻) |
| | 特殊警備救難艇 | 63隻 |
| | 測量船 | 13隻 |
| | 灯台見回り船 | 6隻 |
| | 実習船 | 3隻 |

○ 航空機 81 機



羽田航空基地
LAJ500 うみわし

| | | |
|----|--------|-----|
| 内訳 | 飛行機 | 32機 |
| | ヘリコプター | 49機 |

○ 航路標識 5,213 基



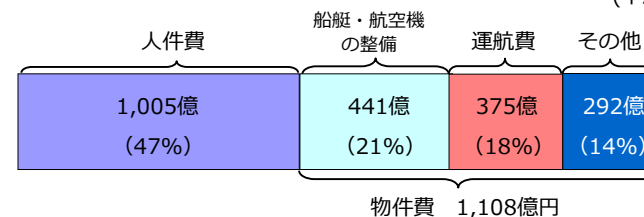
神奈川県 観音埼灯台

| | | |
|----|--------|--------|
| 内訳 | 光波標識 | 5,116基 |
| | 電波標識 | 63基 |
| | その他の標識 | 34基 |

予算及び定員

○ 予算 2,112 億円

(平成30年度当初予算)



○ 定員 13,994人

我が国周辺海域における重大な事案

○北朝鮮関連

- ・北朝鮮漁船による違法操業（大和堆）
- ・飛翔体発射
- ・木造船等の漂流・漂着
- ・不審船・工作船の出没
- ・北朝鮮からの亡命



○ロシア関連

- ・ロシア海洋調査船を確認（海洋調査は未確認）



○ロシア・北方領土関連

- ・日本漁船の被だ捕（ロシア警備船による銃撃）



○本州東方海域関連

- ・多数の外国漁船の活動



○韓国・竹島関連

- ・外国漁船による違法操業
- ・日本漁船の被だ捕
- ・韓国法執行船との対峙
- ・外国海洋調査船による海洋調査



○尖閣諸島周辺海域関連

- ・外国公船による領海侵入等
- ・中国・台湾活動家等による領有権主張活動
- ・外国漁船による領海侵入
- ・外国海洋調査船による海洋調査
- ・小型無人機（ドローン）らしき物体の飛行



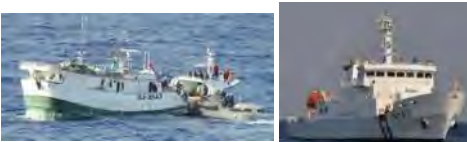
○南西諸島関連

- ・中国漁船の太平洋進出



○離島・遠方海域関連

- ・外国漁船による違法操業等
- ・外国海洋調査船による海洋調査



○離島・遠方海域関連

- ・中国漁船による違法操業
- ・離島への不法上陸



尖閣諸島

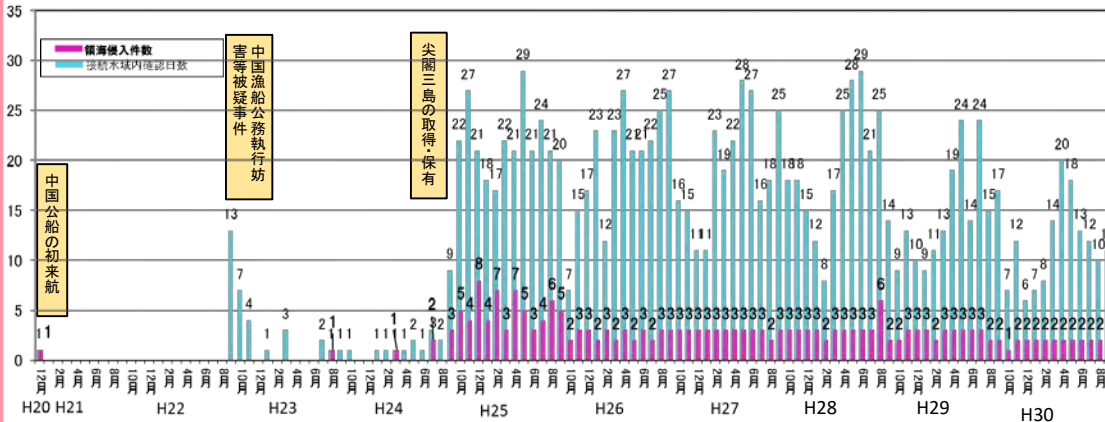
小笠原諸島

南鳥島

沖ノ鳥島

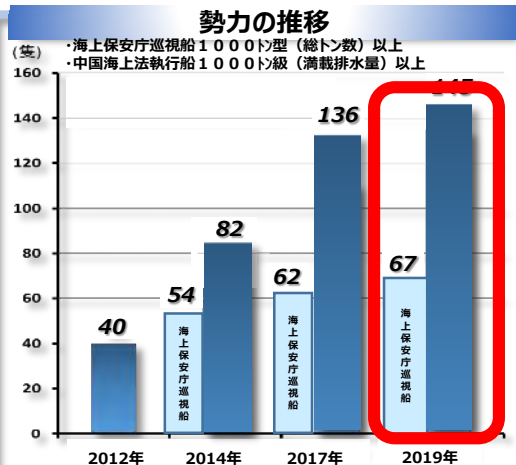
中国公船の増強・大型化・武装化

尖閣諸島周辺海域における中国公船の動向【平成30年9月20日時点】



※平成28年9月以降、中国公船4隻による領海侵入が多く確認されるようになってきている。
(近年は中国公船3隻による領海侵入が多く確認されていた。)

◎中国公船の勢力増強



※ 2018年6月末現在
※ 公開情報を基に作成(今後、変動の可能性あり)

◎中国公船の大型化・武装化



大口径の砲を装備した1万トン級中国公船

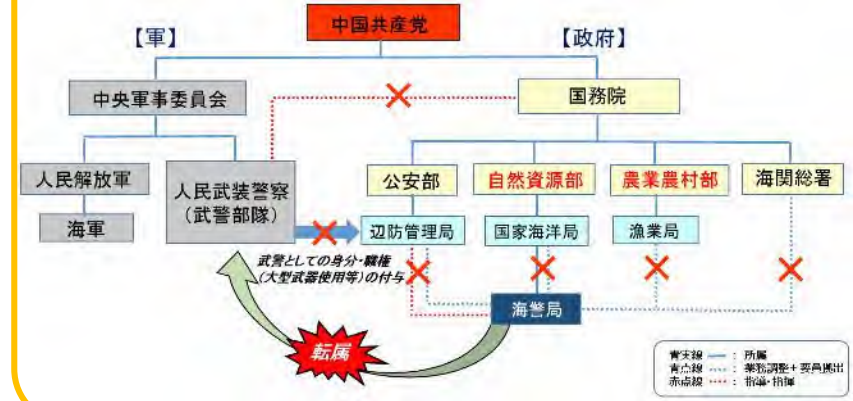


機関砲のようなものを搭載した中国公船

中国海洋法執行機関に係る機構改革

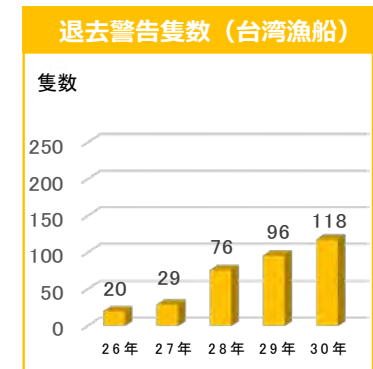
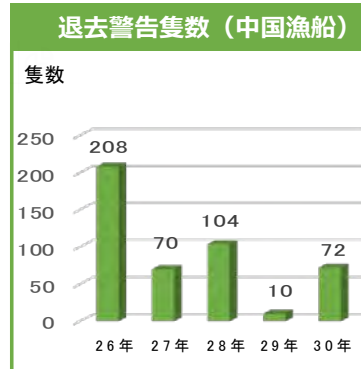
2018年7月1日より海警部隊は「中国人民武装警察部隊海警総隊」となり、「中国海警局」と称され、海警局は統一的海上権益保護と航行自由を履行(全人代(2018年6月)による決定)。

※履行される権限の具体的内容については、公安機関がこれまで行使してきた内容とされる。



大量の中国漁船の出現等

【平成30年9月20日時点】



外国海洋調査船の特異行動状況（平成26年～30年）

外国海洋調査船特異行動件数(平成30年9月20日0800時点)

| | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中国 | 9 | 22 | 11 | 8 | 3 |
| 台湾 | 4 | 5 | 8 | 6 | 1 |
| バハマ※1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 韓国 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| ロシア※2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 15 | 28 | 21 | 16 | 4 |

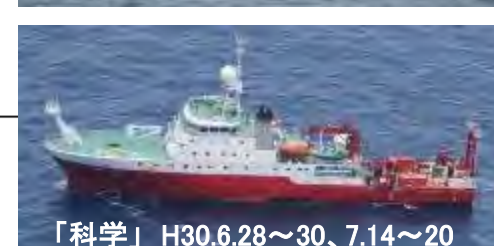
我が国の同意を得ない調査活動等を行った外国海洋調査船



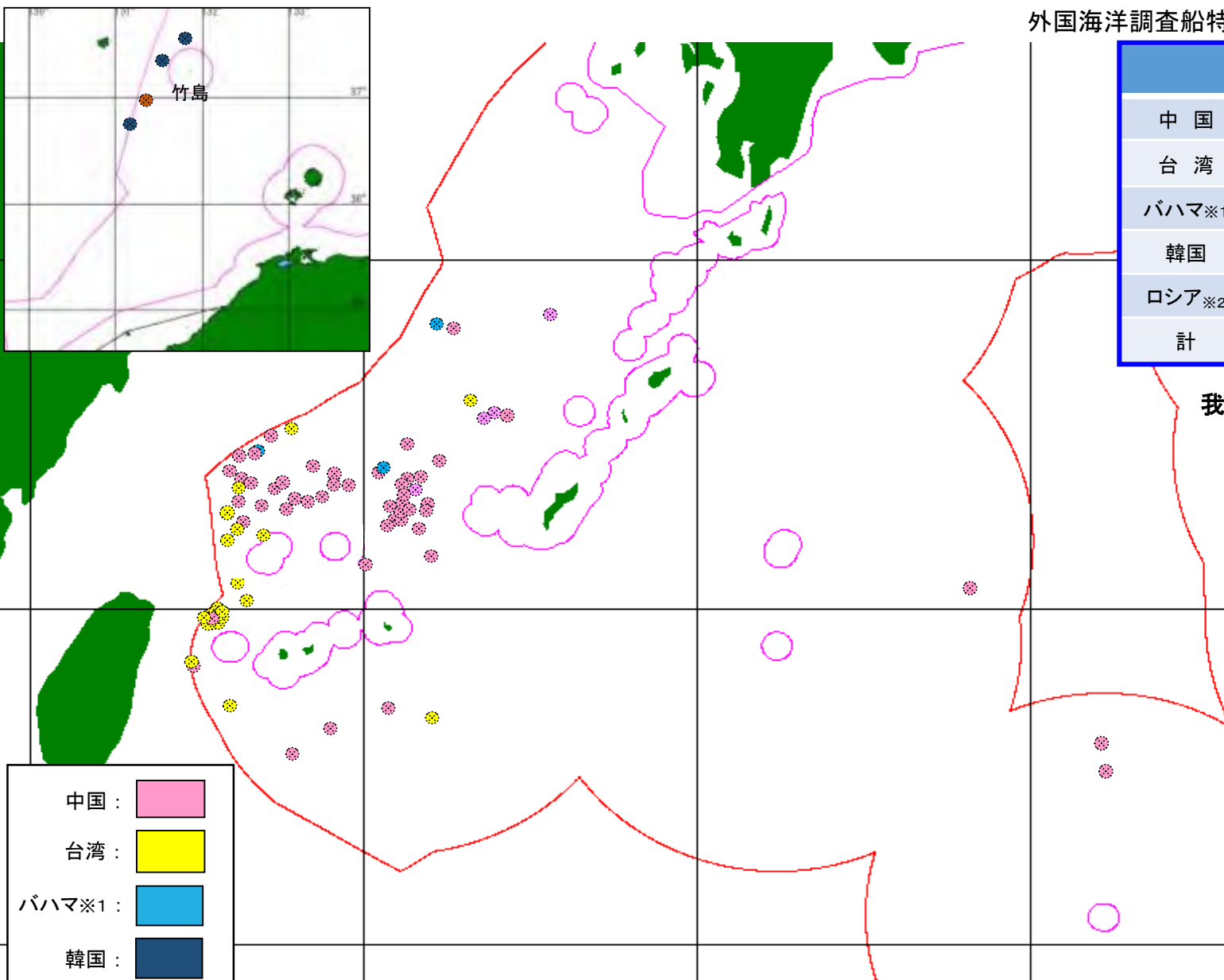
「向陽紅20」 H30.4.19～20



「海研一號」 H30.7.7



「科学」 H30.6.28～30、7.14～20



- 中国：
- 台湾：
- バハマ※1：
- 韓国：
- ロシア※2：

※1 当該バハマ籍船は、上海海洋石油局に所属
 ※2 調査主体は、韓国ソウル大学

【北朝鮮漁船】



【ロシア漁船】



【中国・韓国漁船】



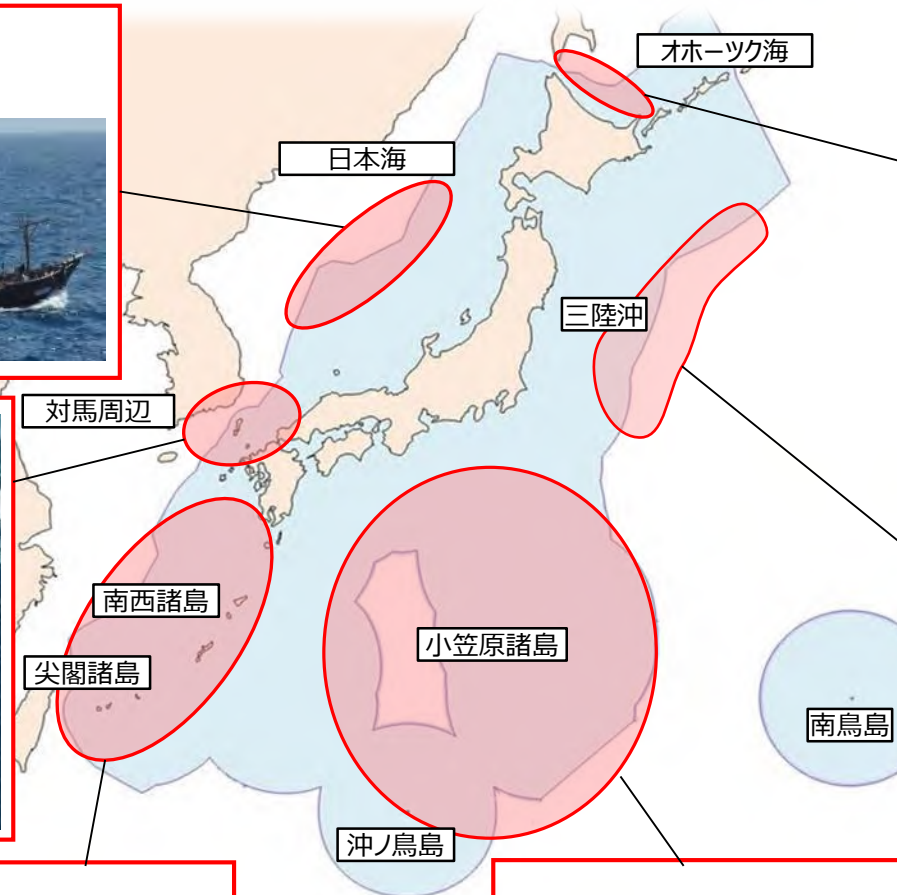
【中国・台湾漁船】



【中国・台湾漁船】



【中国・台湾漁船】

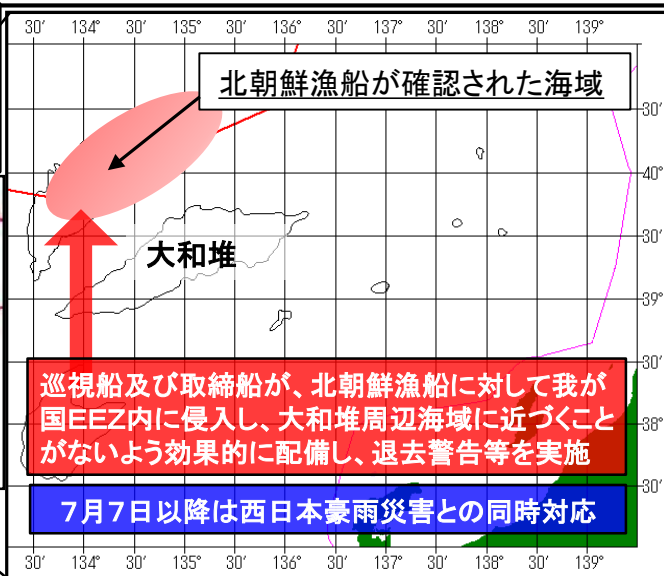


巡視船による退去警告実施隻数

平成30年 延べ 1171隻 (うち放水措置393隻)
(平成30年9月20日0800現在)

※平成29年 延べ 1923隻 (うち放水措置314隻)

北朝鮮漁船への対応状況 (イメージ)



北朝鮮漁船の状況

木造船



鋼船

北朝鮮漁船への退去警告

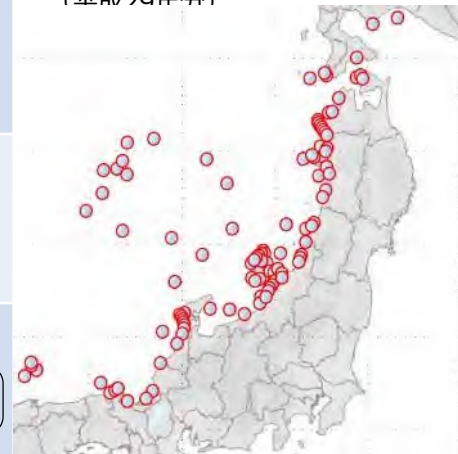


漂流・漂着船の状況

(平成30年9月20日1200現在)

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|----------------|---------------|--------------|----------------|---------------|
| 漂流・漂着船等の確認件数 | 45件 | 66件 | 104件 | 52件 |
| ご遺体を確認した木造船の件数 | 8件 (27遺体) | 2件 (11遺体) | 10件 (35遺体) | 2件 (9遺体) |
| 生存者を確認した木造船の件数 | 1件 (生存者1名) | 0件 | 5件 (生存者42名) | 0件 (生存者0名) |

○: 朝鮮半島からのものと思料される漂流・漂着木造船等の位置 (平成29年分)



北海道松前小島における木造船着岸事案

- ▶ 平成29年11月28日、北海道警察からの通報を受け、当庁航空機により松前小島西防波堤基部に着岸中の船舶及び人影を確認。
- ▶ 12月9日、北海道警察により船長を含む3名を窃盗罪（松前小島灯台の太陽電池パネル等）により逮捕。
※他乗組員7名については12月9日から12月26日にかけて入管へ引渡し。



我が国周辺海域における重大な事案

○北朝鮮関連

- ・北朝鮮漁船による違法操業（大和堆）
- ・飛翔体発射
- ・木造船等の漂流・漂着
- ・不審船・工作船の出没
- ・北朝鮮からの亡命



○ロシア関連

- ・ロシア海洋調査船を確認（海洋調査は未確認）



○ロシア・北方領土関連

- ・日本漁船の被だ捕（ロシア警備船による銃撃）



○本州東方海域関連

- ・多数の外国漁船の活動



○韓国・竹島関連

- ・外国漁船による違法操業
- ・日本漁船の被だ捕
- ・韓国法執行船との対峙
- ・外国海洋調査船による海洋調査



○尖閣諸島周辺海域関連

- ・外国公船による領海侵入等
- ・中国・台湾活動家等による領有権主張活動
- ・外国漁船による領海侵入
- ・外国海洋調査船による海洋調査
- ・小型無人機（ドローン）らしき物体の飛行



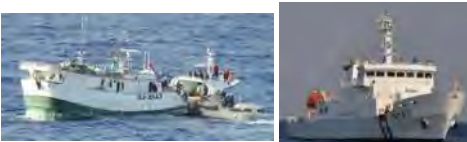
○南西諸島関連

- ・中国漁船の太平洋進出



○離島・遠方海域関連

- ・外国漁船による違法操業等
- ・外国海洋調査船による海洋調査



○離島・遠方海域関連

- ・中国漁船による違法操業
- ・離島への不法上陸



尖閣諸島

小笠原諸島

南鳥島

沖ノ鳥島

○我が国周辺海域を巡る状況は一層厳しさを増しており、こうした状況に対し、海上保安庁の「海上法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の3点の強化を図る必要。

○平成28年12月21日、「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」を開催。

同会議において、「海上保安体制強化に関する方針」が決定。

具体的には、**5つの柱***による海上保安体制の強化を進める。

- ※
- ①尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備
 - ②広大な我が国周辺海域を監視できる海洋監視体制の強化
 - ③テロ対処や離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応体制の強化
 - ④我が国の海洋権益を堅守するための海洋調査体制の強化
 - ⑤以上の体制を支える人材育成など基盤整備

○平成29年12月18日、「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」を開催。

同会議において、海上保安体制強化に関する方針に基づき、海上保安庁の体制強化を引き続き進めるとともに、国際連携の取組を今後更に推進していくことを確認。

【海上保安体制強化に関する関係閣僚会議】

構成員：内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 国土交通大臣 防衛大臣 内閣官房長官



関係閣僚会議の様子



発言する安倍総理大臣

【安倍総理大臣の発言（H28.12.21）】

- ・海上保安官の仕事は厳しく、命がけの仕事である
- ・海上保安庁は、海の警察、消防であり、我が国の平和で豊かな海と国民の生命と財産を護り、安全・安心を確保するために、その体制に、一寸の隙も許されない
- ・今後、本方針に従って、継続的に海上保安体制の強化を図り、我が国の平和で豊かな海をしっかりと守っていく

1 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

- ・中国公船の大型化・武装化等に対応できる巡視船等の整備
- ・大規模事案が同時発生した場合であっても対応できる体制



- ヘリコプター搭載型巡視船：4隻
- 大型巡視船：1隻



2 海洋監視体制の強化

- ・航空機による監視体制に加え、監視拠点の整備等による監視能力の強化
- ・監視情報の集約・分析等に必要な情報通信体制の強化



- 新型ジェット機：2機
- 監視拠点の整備
- 映像伝送機能の強化
- 秘匿通信機能の強化等



3 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

- ・テロ対処等に万全を期すために必要な巡視船による対応体制の強化



- 大型巡視船：2隻



4 海洋調査体制の強化

- ・他国による大陸棚延長申請等に対し、我が国としても必要な海洋調査体制を強化



- 大型測量船：2隻
- 既存大型測量船の高機能化：2隻
- 自律型海洋観測装置 (AOV) の整備



5 基盤整備

- ・海上保安業務対応能力の向上を図るための人材の育成、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等



- 小型ヘリコプター(練習機)：1機
- 小型飛行機(練習機)：5機
- 教育訓練施設の拡充
- 定員の増員

平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づく体制整備等を着実に推進

「方針」に基づく体制整備の概要（要求額：471億円）※燃料費・修繕費等除く

尖閣領海警備体制等の強化



（総トン数 約3,500トン・全長 約120メートル）

大型巡視船（PL型・増強）

海洋監視体制の強化



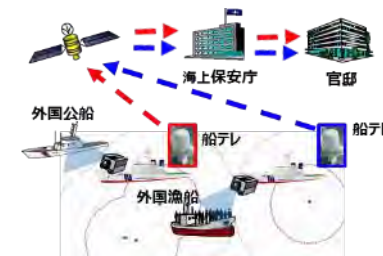
（イメージ）

新型ジェット機（増強）



（イメージ）

中型ヘリコプター（増強）



映像伝送機能等の強化

海洋調査体制の強化



（イメージ）

中型飛行機（測量機・増強）

基盤整備

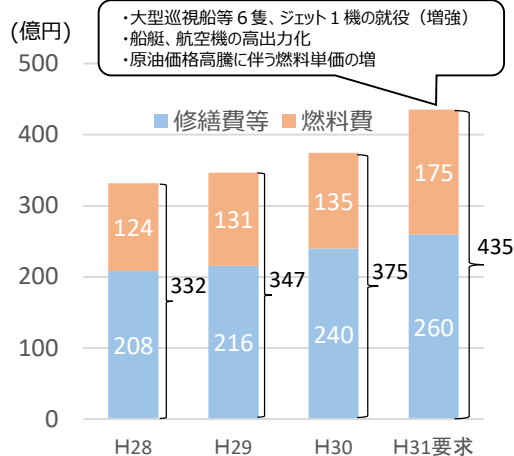


（イメージ）

教育訓練施設の拡充

■ 定員要求
⇒ 429人

体制強化により増強した巡視船・航空機等の確実な運用等



運航費の推移

治安・救難・防災対策の充実・強化の概要

- ① 大型巡視船等の高機能代替等
- ② 離島・遠方海域における拠点機能の強化
- ③ 装備資器材等の充実・強化
- ④ 法執行業務体制等の充実強化



（総トン数 約180トン）

規制能力強化型巡視船
（PS型・代替）



（総トン数 約25トン）

小型巡視艇
（CL20m型・代替）

第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に構ずべき施策

1. 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上

⇒ 海上保安庁については、「**海上保安体制強化に関する方針**」に基づき、**着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。**

イ 情報収集・分析・共有体制の構築

⇒ 平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「**海上保安体制強化に関する方針**」に基づき、**海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化**していく。

5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

(1) 海洋調査の推進

ア 海洋調査の戦略的取組

⇒ 我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「**海上保安体制強化に関する方針**」に基づく**海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進**する。

我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針 (平成30年5月15日総合海洋政策本部決定)

3. 我が国におけるMDAの能力強化の方向性及び施策

(2) 能力強化の方向性及び施策

ア 情報収集体制

② 情報収集のためのアセットの着実な整備及び効果的な利活用

⇒ **海上保安庁の海洋監視体制については、我が国の領海等における脅威・リスクの増大傾向を踏まえ、「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)に基づき、海洋監視体制を強化していくことが重要**である。

経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

7. 安全で安心な暮らしの実現

(1) 外交・安全保障の強化

② 安全保障

⇒ 新たな海洋基本計画、**海上保安体制強化に関する方針等に基づき、「法の支配」に基づく海洋秩序維持・強化、領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体制の強化をはじめとする海洋状況把握の能力向上、国境離島の保全・地域社会の維持などに取り組む。**

次期計画の
POINT

総合的な海洋の安全保障の考え方の下、海上保安体制強化※、国際連携・協力及び海洋状況把握（MDA）の能力強化等を推進。

※「海上保安体制強化に関する方針」（平成28年12月海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）に基づく海上保安体制の強化

第1部 政策のあり方

第2部 講ずべき施策

第3部 施策推進に必要な事項

1. 海洋の安全保障

(1) 我が国の領海等における国益の確保

我が国自身の抑止力／対処力及び海上法執行能力の向上

- 尖閣事案とその他の大規模事案に対応できる大型巡視船の整備等
- 弾道ミサイル等発射時の航行警報発出の迅速化
- 漂着・漂流船の監視・警戒のための航空勢力の増強及び関係機関等との情報共有体制の強化 等



領海警備を行う巡視船



弾道ミサイル発射

漂着船の状況

情報収集・分析・共有体制の構築

- 拠点灯台等を活用した海洋監視体制の強化
- 防衛省との情報共有体制の強化 等



外国海洋調査船による海洋調査活動等



航路標識の整備

海上交通における安全の確保

- 航路標識の機能維持
- 民間・関係機関との連携による海難防止体制海上防災体制等の充実・強化 等



海難の防止

海洋由来の自然災害への対応

- 大規模自然災害対応が可能な救難資器材の充実強化 等



吊り上げ救助の状況

(2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

- 海賊対策・シーレーンの航行安全対策の実施
- モバイルコーポレーションチーム(MCT)による能力向上支援 等



護衛艦上で監視警戒にあたる派遣捜査隊



MCTによる訓練状況

(3) 国際的な海洋秩序の強化

- 法の支配に基づく海洋秩序のための取組
- ・海上保安政策に関する修士レベルの教育（海上保安政策課程）を通じた能力向上支援



海上保安政策課程

- ・世界海上保安機関長官級会合等を通じた関係国との価値観の共有及び連携強化 等



世界海上保安機関長官級会合

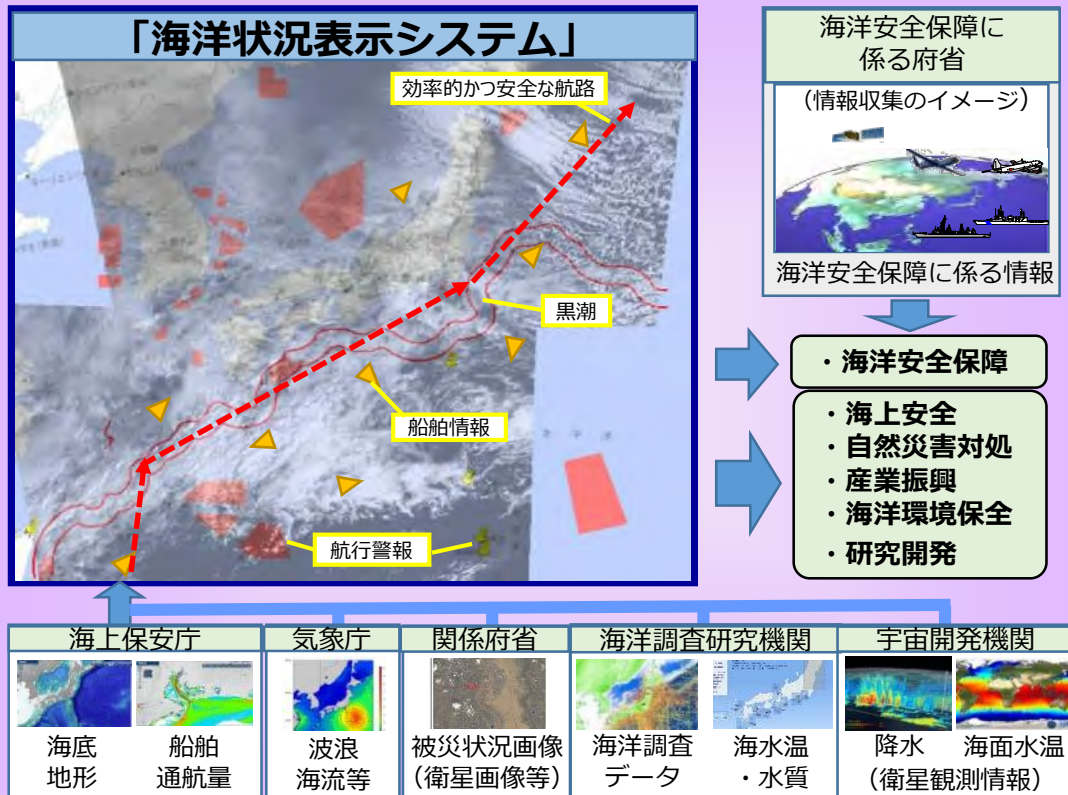
第1部 政策のあり方

第2部 講ずべき施策

第3部 施策推進に必要な事項

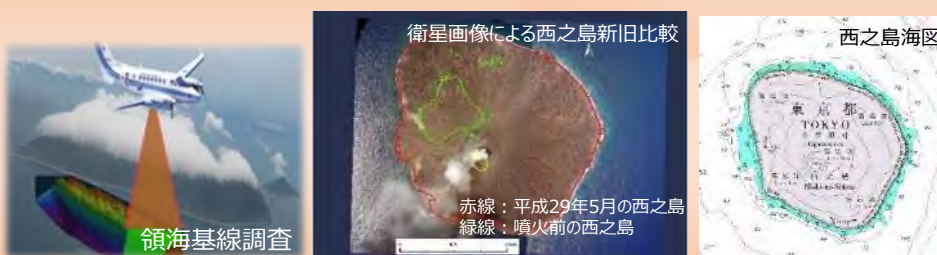
2. 海洋状況把握 (MDA)の能力強化

○海洋に関する情報を一元的に表示する「海洋状況表示システム」の構築 等



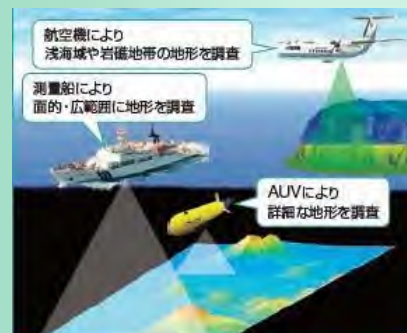
○巡視船、航空機及び衛星等を活用した継続的な低潮線の調査・保全・管理

○離島灯台等の整備・管理 等



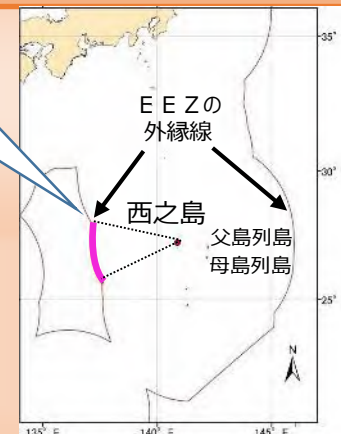
3. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等

○他国による大陸棚延長申請等に対する海洋調査体制の強化 等



4. 離島の保全等及び排他的経済水域 (EEZ) 等の開発等の推進

平成29年6月30日の海図発行により拡大した面積
・領海：約70平方km
・EEZ：約50平方km
※平成29年4月の噴火以降、さらに拡大見込





* 我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針 (平成30年5月総合海洋政策本部決定)

海上保安庁における海洋状況把握（可視化に関する取組）

海洋に関する様々な情報を収集・分析・評価し、その結果に基づき巡視船等を戦略的に運用するなどして、海洋秩序の維持、海洋権益の確保等を図る。

海上保安体制強化に関する方針

（平成28年12月21日 海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）

海洋監視体制の強化

- 航空機による監視体制の強化
- 監視拠点の整備等による監視能力の強化
- 監視情報の集約・分析等に必要の情報通信体制の強化
- 広域海洋監視のあり方の研究

海洋調査体制の強化

- 他国による大陸棚延長申請等に対し、必要な海洋調査体制の強化

我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組

（平成28年7月26日 総合海洋政策本部決定）

海洋状況表示システムの構築

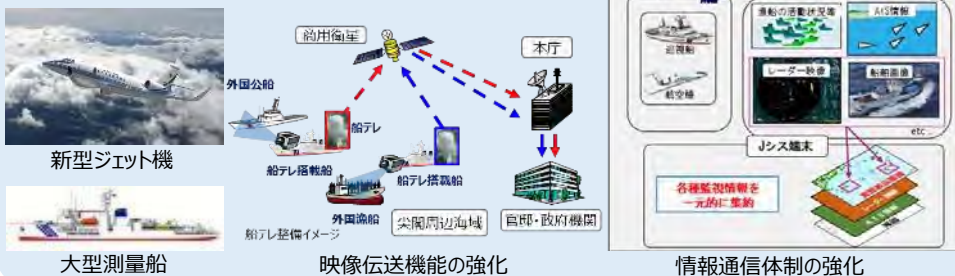
〔内閣官房・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省等と調整中〕

- 海洋情報を効果的に集約し、的確に共有・提供するための体制を整備するために海洋状況表示システムを整備・運用予定
- 各府省等が各種の海洋情報の収集・加工・管理を行い、海上保安庁が整備する海洋状況表示システムへ情報の提供を実施

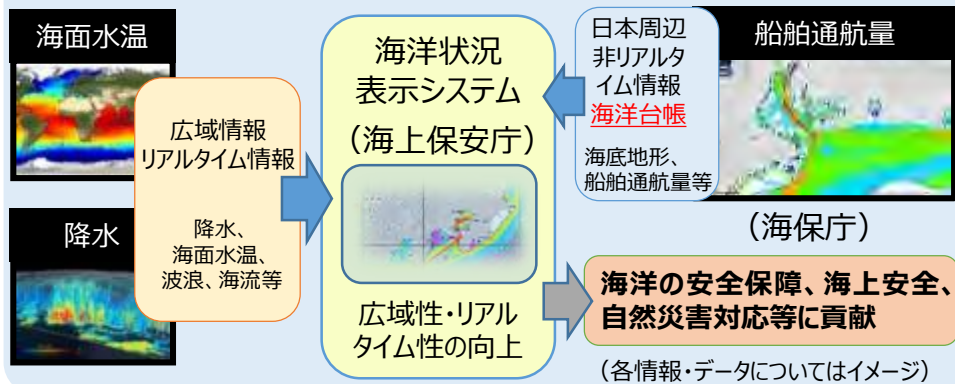
海洋調査体制の強化

- 海洋観測等に必要の設備等の整備・運用


- 主な取組**
- 新型ジェット機の整備
 - 監視拠点の整備
 - 映像伝送機能の強化
 - 情報通信体制の強化
 - 測量船の整備等



主な取組 ○ 海洋状況表示システムの構築



現状



北朝鮮関連

- 北朝鮮からの亡命
- 不審船・工作船の出没
- 飛翔体発射
- 北朝鮮漁船による違法操業 (大和堆)

本州東方海域

- 多数の外国漁船の活動

離島・遠方海域

- 外国漁船による違法操業
- 外国海洋調査船による海洋調査

尖閣周辺海域等

- 外国公船・外国漁船の領海侵入等
- 外国漁船による違法操業
- 外国海洋調査船による海洋調査

南西諸島

- 中国漁船の太平洋進出

将来



北朝鮮関連

- 北朝鮮からの亡命
- 不審船・工作船の出没
- 飛翔体発射
- 北朝鮮漁船による違法操業 (大和堆)

本州東方海域

- 多数の外国漁船の活動

離島・遠方海域

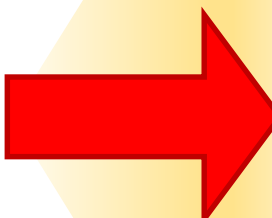
- 外国漁船による違法操業
- 外国海洋調査船による海洋調査

尖閣周辺海域等

- 外国公船・外国漁船の領海侵入等
- 外国漁船による違法操業
- 外国海洋調査船による海洋調査

南西諸島

- 中国漁船の太平洋進出

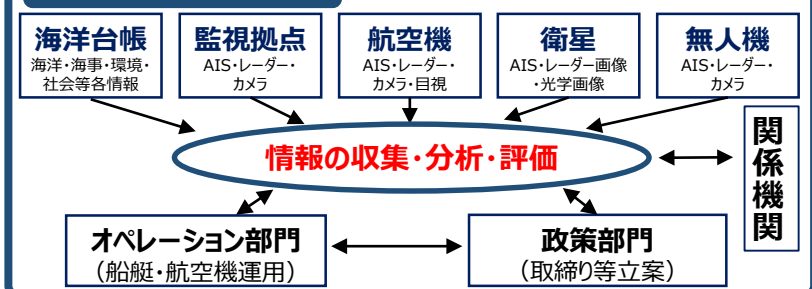


**脅威に対する
監視体制を強化**

主な強化策

- 新型ジェット機の整備 
- 監視拠点の整備 
- 映像伝送機能の強化
 船上型映像伝送装置 複数チャンネル 
- 情報通信体制の強化
 業務システム改修等 
- 広域海洋監視のあり方の研究
 無人航空機  OTHレーダー  衛星情報利用 

海洋監視情報の活用



○テロの拡大

東南アジア等におけるテロ情勢は各国毎に事情が異なる面があるものの、全体としてISILの影響力が拡散・浸透していることが強くかがわれる状況。



出典: 公安調査庁「国際テロリズム要覧(Web版)」

○海賊・海上武装強盗の広域化

2016年3月以降、ソマリア沖・アデン湾だけでなく、スルー海・セレバス海において誘拐を目的とした海賊等事案が多発(同海域は日本関係船舶等が年間約2,000隻航行)



出典: ReCAAP ISC Annual Report

○国際犯罪の拡大

- 世界全体に薬物が流通されている状況。
- 近年、国際犯罪組織の関与がうかがわれる密輸事件が相次いで摘発されている。



出典: UNODC-World Drug Report

○大量破壊兵器の拡散

- 2003年9月、原子力関係品目物資をリビア向け輸送していたBBCチャイナ号の情報をドイツ外務省が入手し、イタリア及び米海軍の協力により臨検を行い同物資を押収。

- 2002年12月、北朝鮮製スカッド・ミサイル15発をイエメン向け輸送していた北朝鮮籍貨物船ソサン号に対し、米国主導の反テロ作戦に参加していたスペイン海軍が臨検を実施し、セメント袋下に隠されたミサイルを発見。



貨物(セメント)中から発見されたミサイル

出典: Military.com

○海洋権益を巡る国家間摩擦の拡大

- 中国による一方的な現状変更の試み
- 東南アジア諸国の経済活動の活発化に伴う海洋進出&海上犯罪の増加



各国が自国の主権を主張する境界線

※出典: IDE-JETRO(<http://www.ide.co.jp>)



中国海警局とベトナム海上警察の衝突

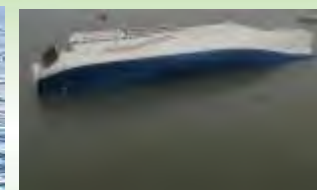
○大規模災害の危険性増大

- 気候変動や域内経済活動の活発化に伴い、大規模災害への対策の重要性が増している。

- 懸念される過去の同種事故例



プレステージ号重油流出事故
(2002年11月スペイン西岸沖)



セウォル号転覆海難
(2014年4月韓国南西部珍島沖)

インド太平洋戦略における主なポイント

- **基本的原則の定着とそれに基づく秩序形成**
 - ・国際法に基づく、平和的な紛争解決 / 「法の支配」に根ざしたインド太平洋の実現
- **平和と安定の確保（安全保障協力の強化）**
 - ・アジアの沿岸国に対するハード、ソフト両面による海を守る能力の支援
- **経済的繁栄の追求（連結性の向上）**
 - ・流通の活性化の基盤となる陸路、海路の確保



アジアにおける海上法執行機関の設立

- フィリピン沿岸警備隊（H10）
- 台湾海岸巡防署（H12）
- マレーシア海上法令執行庁（H17）
- 中国海警局（H25）
- ベトナム海上警察（H25）
- インドネシア海上保安機構（H26）



海上保安庁による海洋秩序の安定化への取組

各国海上保安機関の連携強化
- 海洋における「法の支配」の重要性の共有 -

<多国間>

- 「アジア海上保安機関長官級会合」などの地域の枠組みや「世界海上保安機関長官級会合」などの地域の枠組みを越えたグローバルな枠組みを活用し、海洋における「法の支配」の重要性の共有を推進

<二国間>

- 米、露、中、韓、印、比、越などの関係国との協力覚書の締結等に基づく二国間連携を推進し、各海上法執行機関間の信頼関係を醸成



中島長官、ヤサイ比外務大臣
による覚書署名・交換



世界海上保安機関長官級会合の開催（日本）



フィリピンCGとのGB操船訓練
（後方は日本からの供与船）



海上保安政策課程による
内閣総理大臣表敬

海上保安能力向上支援等の推進

<現地型>

- 外国海上保安機関の能力向上支援専従部門（モバイルコーポレーションチーム：MCT）の発足（H29.10）・派遣
- 巡視船・航空機派遣
- 巡視船供与（馬に解役巡視船2隻供与）
- JICA技術協カプロジェクト（比、馬、尼及びジブチ）
- ASEAN諸国のVTS管制官人材育成支援

<受入型>

- 海上保安政策課程（1年、修士レベル）における学術的支援
- JICA課題別研修（数週間～1年）

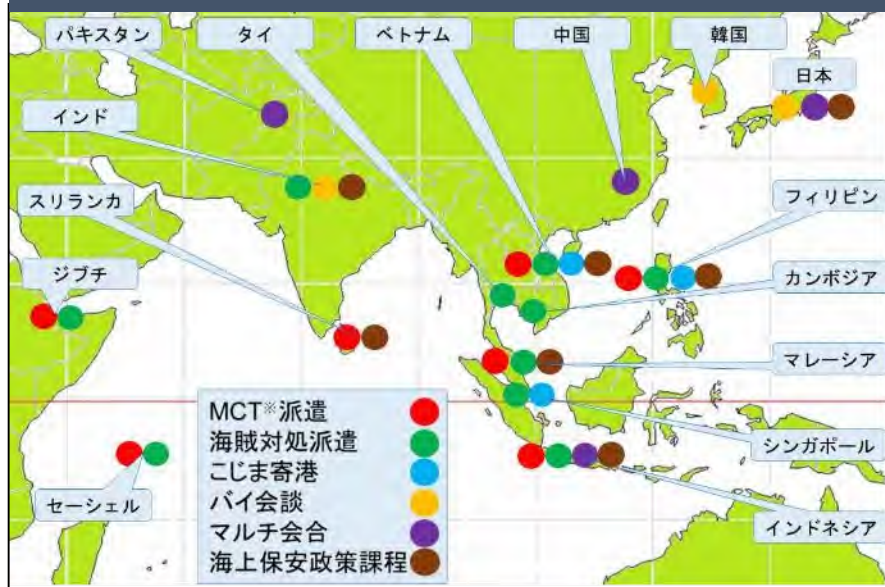
基本的な考え方

「自由で開かれたインド太平洋戦略(FOIP: Free and Open Indo-Pacific Strategy)」の下、東南アジア、インド洋、太平洋地域でのプレゼンス発揮に係る取組を推進するとともに、沿岸国の海上保安能力向上支援を強化。

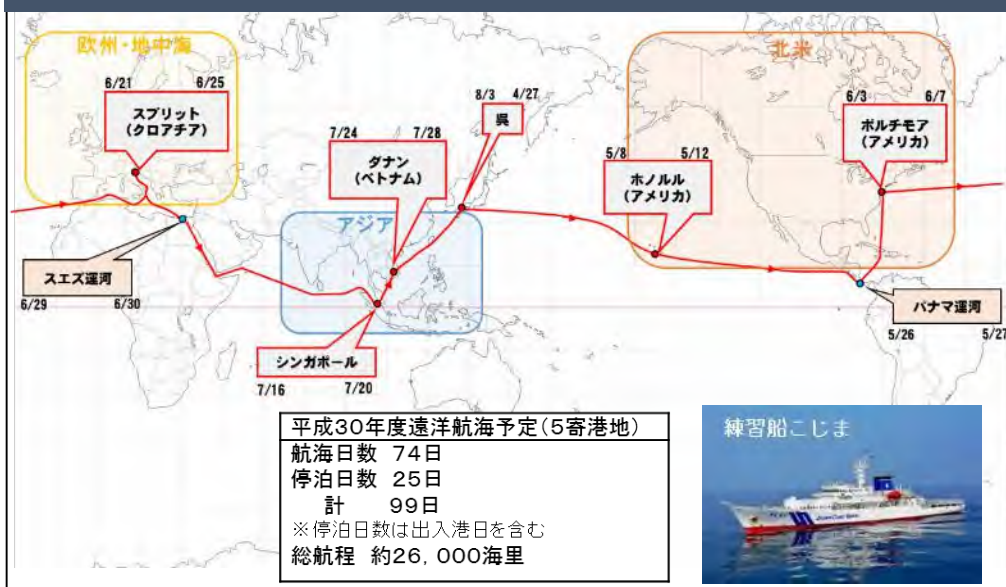
<FOIPのポイント>

- 海における法の支配といった基本的価値の共有
- 航行の自由及び海上安全を確保するため、シーレーン沿岸国の海上保安機関の能力強化

海上保安庁の主な国際業務の実績 (平成28年～)



平成30年度 練習船こじま遠洋航海寄港地



海保の国際業務体制強化※平成31年度概算要求

国際戦略官 (課長級) の設置
 (国際・危機管理官 ⇒ 国際戦略官、危機管理官)
FOIP関係要員の定員要求
FOIP関係予算約3.5億円

外国海上保安機関の能力向上支援

**海上保安庁モバイルコーポレーションチーム※(MCT)派遣
 や連携訓練の推進**
 ※ 外国海上保安機関に対する能力向上支援の専従部門(平成29年10月発足)
海上保安政策課程 (1年、修士レベル) による人材育成支援

プレゼンス向上 国際連携強化

**練習船こじま等による
戦略的寄港の推進**

法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組を強化

地政学上重要な関係国と事案対応時の迅速・的確な連携協力を行うため、 覚書、協定に基づく二国間の枠組みを構築



2015年、日越海保機関長官級協力覚書に署名

東京に於いて覚書に署名



越に於いて実務者会合を開催



2017年、日比海保機関長官級協力覚書に署名

フィリピン共和国に於いて覚書に署名



比ドゥテルテ大統領による横浜海上防災基地等視察



2018年、第17回日印長官級会合を実施

インドに於いて長官級会合を開催



海賊対処訓練を視察する日印両長官



概要

- 地球規模の環境変化とそれに起因する課題に対し、海上保安機関が、地域の枠組みを越え、基本的な価値観を共有し、力を結集して取り組むため、世界で初めてとなる世界海上保安機関長官級会合を開催。
- 開催日時：平成29年9月12日～14日
- 参加国等：34カ国、1地域、3国際機関が参加
- テーマ：「海上の安全及び環境保全」、「海上のセキュリティ」、「人材育成」の3つ。
- 日本財団との共催により開催。

参加国等：38（34カ国・1地域・3国際機関）



会合結果について

上記のテーマ毎に、先駆的な取組みの発表や今後の対応についての議論がなされ、会合の結果として、世界が直面している課題を克服するため、連携の強化や対話の拡大を図ることの重要性を確認すること等を盛り込んだ議長総括を発出。



各国海上保安機関長官との写真撮影
(於：赤坂迎賓館)



歓迎レセプションにおける総理挨拶
(於：赤坂迎賓館)



会合の様子
(於：ウエスティンホテル東京)

会合の今後について

海上保安機関等のさらなる対話と連携の場として、本会合の必要性が認められ、今後、本会合の目的、管理規則及び会議運営等について議論するための実務者レベルでの会合を開催していく予定。

○2017年10月2日、東南アジア諸国の海上法執行機関の能力向上支援のための専従部門「**モバイルコーポレーションチーム**」(MCT)を新設

○2017年11月5日～17日までの間、MCTをフィリピンに初派遣

○フィリピン沿岸警備隊職員約40名に対し、日本政府からフィリピン沿岸警備隊へ供与した巡視船及び同小型高速艇を使用して、**出入港・旋回・追従等基本操船や被疑船舶を停船させるための挟撃規制等応用操船など、海上法執行に係る各種操船訓練**を実施

○訓練期間中の16日には、フィリピン訪問中の**蘭浦総理大臣補佐官**が訓練を視察



MCT発足



フィリピン沿岸警備隊員とのGB訓練状況
(後方は日本からの供与船)

アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流の促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携協力、認識共有を図るため、海上保安大学校に海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う「海上保安政策課程」(Marime safety & security Policy Program)を新設し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れて能力向上支援を行う。

概要

※ 平成27年10月から開始

これまでフィリピン、インド、インドネシア、マレーシア、スリランカ、ベトナム、日本の計7ヶ国の各国海上保安機関から計32名が参加

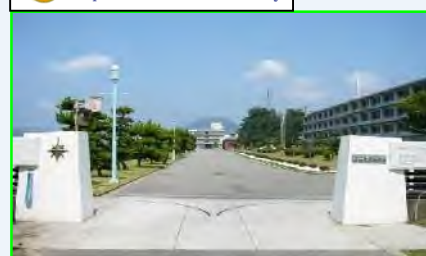


◆ 政策プロフェッショナルの養成

前半6ヶ月 於：東京都港区（10月～）



海外研修生の生活面を支援



◆ 海上保安庁幹部職員の養成

後半6ヶ月 於：広島県呉市（4月～）



アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上で発生し得る種々の課題に対して適時・的確に対処できる人材を育成。

高度な実務的・応用的知識

分析・提案能力

国際コミュニケーション能力

「力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序」の強化の重要性について認識の共有

海上保安分野における日本とアジアの国々との国際ネットワークの確立



法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・発展を図る

○ 海上保安政策課程のこれまでの歩み

- 平成27年10月 海上保安政策課程の開講
- 平成28年 9月 第1期生(10名)が学位修士(政策研究)を取得。
安倍総理大臣を表敬訪問。
- 平成28年10月 第2期生 開講
- 平成29年 9月 修了生(1期生)を招へいし、世界海上保安機関長官級会合にオブザーバー参加。
第2期生(6名) 修了
- 平成29年10月 第3期生 開講
- 平成30年 8月 修了生(1,2期生)の招へい事業を実施し、安倍総理大臣に表敬訪問
- 平成30年 9月 第3期生(7名)修了
- 平成30年10月 第4期生 開講





【海上保安庁設置の経緯】



昭和23年5月1日、海上保安庁は海上の安全や治安の確保に関する行政事務を一元的かつ横断的に実施する機関として、**軍隊としてではなく米国沿岸警備隊にならい創設された。**

※当時は未だ米国の占領下であり、終戦後まだ日も浅い我が国に、軍ではないにせよ海上において実力部隊を結集することについては慎重であったため、職員数、船艇の数、総トン数、速力等についての制限が課せられていた。

→前身…

○昭和21年7月、運輸省海運総局に不法入国船舶監視本部を、九州海運局に不法入国船舶監視部(門司)を設置

→その後…

○昭和27年4月、海上保安庁内に、「海上警備隊」(海自の前身)を設置。

○同年8月、「保安庁」(防衛庁の前身)を設置し、海上警備隊と警察予備隊(陸自の前身)を移管。
※移管に伴い、海上警備隊は「警備隊」と、警察予備隊は「保安隊」となる。

○昭和29年7月、保安庁を引き継ぎ、「防衛庁」を設置。陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊が発足。



初代海上保安庁長官 大久保武雄

海上保安庁 = 「海の警察・消防」 + 領海警備 ≠ 軍隊

- 各国の海上保安機関は、海上警察機関、調整・支援機関、準軍事機関に分類することが可能。
- 米国沿岸警備隊、露国境警備局は有事において軍事任務を実施することがある準軍事機関であるのに対し、**アジアの主な海上保安機関は非軍事機関**である。

※海上保安庁法第25条

この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

軍による海上衝突

■西沙諸島海戦（1974年）

- ・西沙（パラセル）諸島海域において、領土問題を抱えていた中国とベトナムが交戦した武力衝突。
- ・中国艦隊が南ベトナム軍艦1隻を撃沈し、南ベトナムが支配していた島嶼に部隊を上陸させ占領。
- ・双方で死者約70名、負傷者約20名。

■南沙諸島海戦（1988年）

- ・南沙（スプラトリー）諸島のジョンソン南礁において、中国とベトナムが衝突。中国が勝利し、この海戦でジョンソン南礁のほか、ファイアリー・クロス礁等を占領。その後、兵站の都合により中国は撤退。
- ・ベトナム水兵70名以上死亡。

海上保安機関同士の海上衝突

■西沙諸島での石油掘削事案（2014年5月）

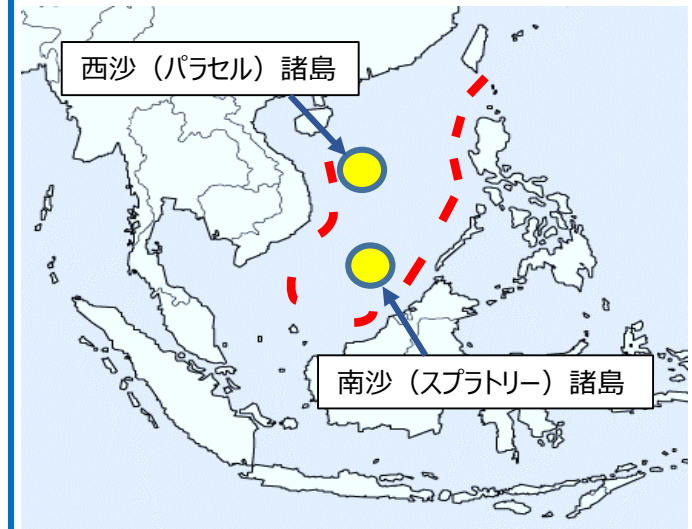
- ・5月3日、中国が「移動式掘削装置による掘削作業を実施する旨通告。」
- 越政府は、「完全にベトナムのEEZと大陸棚に属する」と猛抗議、違法な活動であるとして反発し、公船を派遣。中国海警局と越海上警察が対峙
- ・5月26日、ベトナム漁船が中国漁船に衝突され沈没
- ・7月16日、石油掘削装置「海洋石油981」が掘削作業を終え、現場海域から移動
- ・**本衝突による死者0名。**



【中国海警船による衝突】



【中国海警船からの放水】





「海上法執行」は、外交、軍事に次ぐ紛争解決の第3のカードとして期待・重要性が増大

海上保安庁による海洋秩序の安定化への取組

各国海上保安機関の連携強化
ー海洋における「法の支配」の重要性の共有ー

<多国間>

- 「アジア海上保安機関長官級会合」などの地域の枠組みや「世界海上保安機関長官級会合」などの地域の枠組みを越えたグローバルな枠組みを活用し、海洋における「法の支配」の重要性の共有を推進

<二国間>

- 米、露、中、韓、印、比、越などの関係国との協力覚書の締結等に基づく二国間連携を推進し、各海上法執行機関間の信頼関係を醸成



中島前長官、ヤサイ比外務大臣による覚書署名・交換



世界海上保安機関長官級会合の開催（日本）



フィリピンCGとのGB操船訓練（後方は日本からの供与船）



海上保安政策課程による内閣総理大臣表敬

海上保安能力向上支援等の推進

<現地型>

- 外国海上保安機関の能力向上支援専従部門（モバイルコーポレーションチーム：MCT）の発足（H29.10）・派遣
- 巡視船・航空機派遣
- 巡視船供与（馬に解役巡視船2隻供与）
- JICA技術協力プロジェクト（比、馬、尼及びジブチ）
- ASEAN諸国のVTS管制官人材育成支援

<受入型>

- 海上保安政策課程（1年、修士レベル）における学術的支援
- JICA課題別研修（数週間～1年）

海上保安庁がアジア海上保安機関の能力向上を効果的に支援することにより、
海洋安全保障環境の安定に貢献

第三期海洋基本計画における 海上保安庁への期待と課題

1

第二回海上保安フォーラム：海上保安制度創設70周年記念

上智大学法学部教授
総合海洋政策本部参与
兼原 敦子

2018年10月17日
公益財団法人海上保安協会主催
TKPガーデンシティ

はじめに

2

海洋基本計画(基本計画)の特徴：**三つの二律背反**からの統合的発展
*用語：第三期海洋基本計画＝基本計画

1. 横断と統合

- ・基本計画が横断的に包含する関係省庁の施策
- ・施策の統合的な実施

2. 固有と総合

- ・固有の目的をもつ多様な施策
- ・「総合的な海洋の安全保障」のための各施策の実施

3. 重点と持続

- ・「第三期」海洋基本計画における重点施策
- ・不変の「海」に関する施策の持続的な実施

兼原 敦子

「第三期海洋基本計画が描く安全保障の姿」

『月刊公明』

2018年8月号

I. 横断と統合

1. 基本計画が横断的に包含する各関係省庁の施策

横断

基本計画第二部(各論)が提示する具体的な施策

九つに分類

- ①海洋の安全保障、②海洋の産業利用の促進、③海洋環境の維持・保全、④海洋状況把握(MDA)の能力強化、⑤海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等、⑥離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進、⑦北極政策の推進、⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑨海洋人材の育成と国民の理解の増進

I. 横断と統合

5

2. 「統合」の明確な意識と意思表示

統合

基本計画「おわりに」: 基本計画では「おわりに」は初

「政府においては、本計画に基づき、**統合的な形で**各施策を...
着実に実施する」

3. 海洋施策の統合的実施の体制

[並行的発展]

① 総合海洋政策本部－参与会議－内閣府総合海洋政策推進事務局

統合的な海洋政策の策定と実施

② 海上保安庁・関係各省庁

横断的に個別の海洋政策を実施

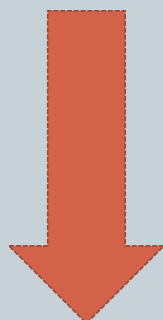
I. 横断と統合

6

「なんのための統合」か？

統一的目的のための多様な施策の「総合的な」効果の
実現

固有の施策の総合的効果として「総合的な海洋の安全
保障」の実現



II. 固有と総合

7

1. 固有と総合

固有

個別のあるいは固有の目的と意義をもつ多様な施策



総合

「総合的な海洋の安全保障」という視点からみると「総合的な海洋の安全保障」を実現するための意義をもつ施策でもある

II. 固有と総合


8

1. 「総合的な海洋の安全保障」: 広い海洋の安全保障概念

①2017年4月総合海洋政策本部 安倍内閣総理大臣の指示

「次期海洋基本計画では、『海洋の安全保障』を幅広く取り上げ、領海警備、治安の確保、災害対策などの課題への取組を強化し、海上保安体制の強化はもとより、さまざまな脅威・リスクの早期察知に資する海洋状況把握(MDA)の体制確立や国境離島の保全・管理に万全を期す」

②国際的潮流

“Maritime security”  in addition to military threat, combatting various threats, including terrorism, weapons proliferation, transnational crime, piracy, environmental/resource destruction, and illegal seaborne migration

(Douglas Guilfoyle, “Maritime Law Enforcement Operations and Intelligence in an Age of Maritime Security,” 93 *International Law Studies*, Published by U. S. Naval College, 2017, p. 299.)

II. 固有と総合

9

「総合的な海洋の安全保障」— 広く多様な施策により実現



海上における法施行・災害対応・航行の安全確保など海上保安庁の主要任務が「総合的な海洋の安全保障」の施策として貢献する

II. 固有と総合

10

2. 「総合的な海洋の安全保障」のための施策

(1) 海洋の安全保障に関する施策(第一部「基本方針2-1(1)」、**第二部1.**)

・我が国の領海等における国益の確保

抑止力・対処力および海上執行能力の向上、外交、同盟・友好国との連携強化、情報収集・分析・共有体制の構築、海上交通における安全の確保、海洋由来の自然災害への対応

・我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保

重要なシーレーンにおける取組、情報収集・集約・共有体制の確保、能力構築支援等

・海洋利用の確保のための国際的な海洋秩序の強化

「法の支配」実現のための外交的取組の強化、戦略的な情報発信の強化、国際連携の強化

II. 固有と総合

11

(2) 海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる施策:ア. イ. の2カテゴリー
「総合」: 第一部2-1(2)において、「総合的な海洋の安全保障」に関する施策として包含。海洋の安全保障との関わりで、各施策の持つ意義の明確化
「固有」: 第二部において、固有の施策としての位置づけ

ア. 海洋の安全保障の強化の基盤となる施策

- ・海洋状況把握(MDA)体制の確立(第二部4)
- ・国境離島の保全・管理(第二部6)
- ・海洋調査、海洋観測
- ・科学技術、研究開発(第二部5)
- ・人材育成、理解増進(第二部9)

イ. 海洋の安全保障の補強となる施策

- ・経済安全保障(第二部2)
- ・海洋環境の保全等(第二部3)

II. 固有と総合

12

基本計画が「総合的な海洋の安全保障」を**main pillar**に据えたことの意味: 施策の限定ではなく、多様な施策に通底する視点の付与

固有の施策の「多様性」を担保しつつ、「総合的な海洋の安全保障」という総合的(総和的)効果の実現

[そのためには]

「総合的な海洋の安全保障」という認識の拡大: 一握りの専門家が独占しない

→海上保安庁を中心とする多くの関係省庁: 施策の固有の意義と「総合的な海洋の安全保障」としての意義という「二義性」の理解

海洋の安全保障における海上保安庁への期待

13

1. 「海洋の安全保障に資する施策」における海上保安庁の機能

我が国の領海等における国益の確保、海上執行能力の向上、海上交通における安全の確保、海洋由来の自然災害への対応



海上保安庁が要となって実施する施策群

海洋の安全保障における海上保安庁への期待

14

2. 「海洋の安全保障の強化に貢献する基層となる政策」: 「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」

(1) MDAの体制確立

日本における多様な目的に貢献するMDA体制の構築の構想

海上保安庁によるMDA実施への期待

(2) 国家離島の保全

MDAの実施および現場における実際の海上保安庁による国境離島保全にかかる措置

海洋の安全保障における海上保安庁への期待

15

3. 海上保安庁がもつべき「統合」と「連携」の意識

基本計画の第一の特徴:固有と統合



(1) 海上保安庁が行う個別の施策と、総合海洋政策本部による政策立案および実施との協調の確保:相乗効果により施策の最大効果の実現

(2) 関係省庁との連携の確保:法執行機関と防衛機関

法執行と防衛のシームレスな実現:シームレスな事態への実効的な対処

海洋の安全保障における海上保安庁への期待

16

3. 国際的対応

海上保安庁の国内法上の法執行機関としての位置づけおよび国内法

→ただちに、国際的に対抗できるとは限らない

海上保安庁による実力の使用

→当然に国際的に「武力の行使」ではないといえるわけではない



対処している事態、取っている措置の性質などから、法執行であり、法執行に伴う「実力の使用」であることを自ら説明し、諸外国を説得する必要

おわりに

17

基本計画における国益および海洋権益確保の強調
日本一国だけの一方的な視点に基づくものではない
海洋立国として守り獲得すべき国益を知る国だけが、国際
社会において諸国の様々な国益の調和的実現をはかり国
際秩序の形成を促しこれを実現することができる



国際社会で「好ましい情勢や環境を能動的に創出」
最も重要な任務を担う海上保安庁